■ 論　　文

追手門経営論集，Vol.25, No. 1，「別冊」
pp.59-95, June, 2019

会計限定監査役制度の沿革的問題点

西島 太一

Issues on Accounting limited Company-Auditors
－from historical point of view－

Taichi NISHIJIMA

Otemon Business Management Review, Vol.25, No.1

■ 論　　文

追手門経営論集，Vol.25, No.1,
pp.59-95, June, 2019
Received April 7, 2019

会計限定監査役制度の沿革的問題点

西島 太一

一　はじめに

1　会計限定監査役制度の周知度!?

所謂「和牛預託商法」に係る平成29＜2017＞年の「安愚楽（アグラ）牧場事件」控訴審判決[1]につき同年・昨＜2018＞年と会社法学者や実務家から多くの評釈[2]が寄せられたことは記憶に新しいが、近時は特に違法な投資勧誘等の悪質商法的なケースにおいて会計限定監査役の対第三者責任が問題とされる裁判例[3]が目に付く旨指摘されている[4][5]。

ただ、「会計限定監査役」なる制度の周知の如何を問うならば非常に心細いのが現実であろう。世の会社の圧倒的多数が非公開・非上場の中小企業である以上[6]、同制度の採用例も極めて多数に上ると推測される。それにも関わらず一般人にとって非常にマイナーな制度に留まるのは些か不思議な現象であるが、その原因としては次のような事情が考えられる。

【マイナーな理由!?】

①株式会社の理念型は社会的遊休資本を大規模に調達してビッグビジネスを営む大企業であり、②経済的影響や社会的関心の点からも重きを為すのは大企業なので、③株式会社の機関設計の解説や学習上は大企業に係る制度が中心とされるし、④法改正に係る議論でも大企業関連の法整備に焦点が置かれるのが通常である。⑤実際、昭和49＜1974＞年の法改正後も会計限定監査役（当時は「小会社監査役」）制度の見直しは一種の「摘み残し」のまま長年「放置されて」きた傾向が強く[7]、⑥現行会社法上も規定の不具合等が見受けられるが、地味な存在なので正面から議論されることが少ないまま今日まで来た。一方、⑦中小企業側から「自社の監査役が会計限定監査役である」と積極的に発信されることはまずありえないし、⑧普通は書類上（また名刺上）の肩書きも単に「監査役」とされる。⑨通常の監査役についてさえその職務内容の詳細（法的な権限義務）に通暁する者は必ずしも多くないので、社内でも「自社の監査役が会計限定監査役だ」と認識していない向きも多いだろうし、⑩会計限定監査役の側でも、善きにつけ悪しきにつけ半ば故意にそういった一般の認識不足を利用している側面も否定できない[8]。

2　会計限定監査役設置会社の定款及び登記の記載

現行制度上、ある会社を会計限定監査役設置会社と判別するための明快なツールが用意されている訳では必ずしもない。ここではその証憑として、同タイプの会社の定款や登記の例を見てみよう。

(一) 定款の例

会社法上は（一定の非公開会社においては）「その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる」（389条1項）と規定されており、会計限定監査役の設置は「定款で規定した場合の例外」との体裁である。しかし、**【図表1】**の例では所謂「みなし定款規定」[9]で済ませている結果、「監査役の職務を会計に限定する」旨の明文規定など存在しない[10]。

【図表1】のような定款は何も「例外的にわかりにくいケース」ではなく、現会社法の施行（2006年）前に設立され商法特例法（当時）上「小会社」に分類されていた会社（また特例有限会社）の場合、（その後の定款変更等がない限り）こういった「みなし定款規定」となっている筈である。現在でも会社の資本金階級別階層では1億円以下が99%超を占めることに照らすと、会計限定監査役

【図表１】会計限定監査役につき「みなし定款規定」で済ませている会社の定款の例＜抄＞

第１章　総　則

（機　関）
第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。
　　１．　取締役会
　　２．　監査役

これを読んだとしても、監査役の監査範囲の限定（みなし定款規定）が隠れていることに気付く者がどれだけいるのか？

第５章　監　査　役

（選　任）
第24条　監査役は、株主総会の決議によって選任する。
２　当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
（監査役の任期）
第25条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。
（報酬及び退職慰労金）
第26条　監査役の報酬は、株主総会の決議をもって定める。

第６章　計　算

＊仮に定款変更するのであれば、「第24条の2　監査役の監査の範囲は、会計に関するものに限定する。」といった規定を盛り込むことになろう。

設置会社は数的には「例外」などではなく、その内の相当数が「みなし定款規定」型と推測される[11]。

(二) 登記の記載の例

外部の第三者が会社の機関設計を把握するためには登記の記載内容が重要となるが、会計限定監査役設置会社の場合、**【図表２】**のような体裁となる。

【図表２】の記載を一瞥するならば、まずは機関設計の大枠として「取締役会設置会社」や「監査役設置会社」といった記載に注意が向けられることになろう。これに対し、役員区末尾の「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」という記載の意味を正確に把握できる者がどれだけいるだろうか。

一般に、通常の監査役（「通常監査役」）の職務内容でさえ知悉する者は多くないところ、況んや同じ「監査役」なる機関名にも関わらず会計限定監査役と通常監査役とでは「別のカテゴリー」[12]の役職となる、といった認識など持ちえないのが普通であろう[13]。

しかも、同じ「監査役設置会社」という会社類型につき、①実体法上は会計限定監査役設置会社は「除く」（2条9号）[14]としつつ、②登記上は会計限定監査役設置会社[15]を「含む」（911条3項17号）として**【図表２】**のような登記の記載（「監査役設置会社」）を行う現在の取扱（**【図表３】**参照）では[16]、公示としてミスリーディングである。

補足しておくならば、役員区に会計限定監査役に係る記載が行われるようになったのは平成26＜2014＞年改正の結果であり、それ以前は「監査の範囲を会計の範囲に限定する旨の定款の定めは、内部的な制限にすぎず、公示の必要性に乏しい」

【図表２】会計限定監査役を置く会社の登記（履歴事項全部証明書）の記載例＜抄＞

役員に関する事項	大阪市北区西天満一丁目２番３ 代表取締役　　田中　太郎	平成28年８月23日重任 平成28年９月10日登記
	監査役　　鈴木　花子	平成28年８月23日就任 平成28年９月10日登記
	監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある	平成28年９月10日登記
取締役会設置会社に関する事項	取締役会設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年５月１日登記
監査役設置会社に関する事項	監査役設置会社	平成17年法律第87号第136条の規定により平成18年５月１日登記

この記載の法的意義を認識できる者がどれだけいるのか？

これを見て実体法上は監査役設置会社とは認められない会社だとわかる者がどれだけいるのか？

【図表３】会計限定監査役の登記上、実体法上の取扱

	条　文　内　容	結　論
実体法上の取扱（2条）	この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 九　**監査役設置会社**　監査役を置く株式会社（その**監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがあるものを除く。**）又はこの法律の規定により監査役を置かなければならない株式会社をいう。	会計限定監査役は監査役設置会社に該当しない。
登記上の取扱（911条3項）	第一項の登記（*筆者注：設立登記）においては、次に掲げる事項を登記しなければならない。 十七　**監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。**）であるときは、その旨及び次に掲げる事項 　イ　監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社であるときは、その旨 　ロ　監査役の氏名	会計限定監査役の場合も「監査役設置会社」と登記される。

との理由から登記もされていなかった[17][18]。

また、同改正法施行後最初に監査役が就任等する時までの間は「監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある」旨の登記事項の追加[19]は猶予されている（同改正法附則22条1項）。従って特に監査役の任期を伸張（336条2項：非公開会社では最長10年）している会社では長期間上記の登記が行われないこともありうる等[20]、逆に「公示上の混乱をきたす可能性」を指摘する向きもある[21][22]。

3　垣間見える制度不備

上記のような定款や登記の記載の「紛らわしさ」については、①従前の商法特例法上は資本金額（1億円以下）により画一的に監査役の権限が会計監査に限定されたが、新会社法上は定款によって自治的に会計限定監査役制度の採用如何を選択できるようにし、しかも、②中小企業の手続負担救済のための経過措置を入れたことが直接の原因となったものであろう。

しかし、会計限定監査役制度の場合、制度自体の位置付けが「きわめて不安定」で「活動のありようが不明瞭」[23]な状況が続いているとも評され、そういった実体面での不備が全般的な「わかりづらさ」を醸し出しているように思われる。

そこで本稿では、まず2種類の「監査役」の現行法上の意義や職務内容を確認し、次に法制史的な経緯も振り返ることで、会計限定監査役を巡る制度的問題点を炙り出す一助としたい。

二　会社法における両「監査役」の職務内容

1　通常監査役の職務

通常監査役の権限に関する会社法381条1項前段は「監査役は、取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。」と規定する。かかる「取締役等の職務執行の監査」を「業務監査」と称し、それは「業務執行だけでなく取締役の職務全般についての監査」であり、「計算書類等の作成など会計に関する事項も含む」[24]とするのが会社法上の一般的な説明である[25]。

通常監査役の法律上の具体的権限・義務は下記の通り（稿末の**【資料１】**も参照のこと）。

【通常監査役の職務（権限・義務）の代表例】

①**監査報告**の作成義務（381条1項後段）、②取締役や従業員に対する**報告請求権**や業務・財産状況の**調査権**（同条2項）、③**子会社に対する報告請求権・調査権**（同条3項）、④（取締役に不正の行為等やその可能性がある場合の）**取締役（会）への報告義務**（382条）、⑤**取締役会への出席義務**やそこでの**意見陳述義務**（383条1項）、⑥（必要アリと認める場合の）**取締役会の招集請求権**（同条2項）や招集権（同条3項）、⑦**総会提出議案等の調査義務**（384条前段）、⑧（法令定款違反や不当な事項がある場合の）**総会への報告義務**（同条後段）、⑨（取締役の法令定款違

反や不当な行為により会社に著しい損害が生じる虞がある場合の）**差止請求権**（385条）、⑩**会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表権**（386条）…など

2　会計限定監査役の職務

（一）権限全般

非公開会社であり且つ監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない株式会社の場合、定款を以て監査役の権限を「会計に関するもの」に限定した会計限定監査役を設置することができる（389条1項）。後述の如く、この制度は昭和25＜1950＞年改正後の監査役一般や昭和49＜1974＞年改正後の小会社監査役を継受したものであるが（「会計検査役」型）、そのように従前から「会計監査権限のみを有する監査役の制度が多くの小会社や有限会社において…利用されてきている現状にかんがみた場合、当該制度をまったく廃止することも適当でない」[26]ことから会社法上も同制度を存置した、との説明がなされている。ただ、より現実的な事情としては、会社法制定時には「会計監査を適正に行うには会計分野の専門知識が要るので、格別の専門的資格が要求されない監査役に相応しい職務は寧ろ（狭義の）業務監査の筈」との見地から監査役に一律に業務監査権限を付与する方向での検討がなされたものの[27]、中小企業関係者が監査役への業務監査権限付与を定款自治に委ねるよう強く主張したことが挙げられよう[28]。

【会計限定監査役の職務（権限・義務）】
会計限定監査役は、①**監査報告を作成**（2項）する他、②取締役が**株主総会に提出する「会計に関する議案、書類」等を調査**してその調査**結果を総会に報告**する義務を負い（3項）、③そのための手段として会社（また子会社）側に「**会計に関する報告を求め**」たり、**会計帳簿等の閲覧・謄写**を行う権限を有している（4項・5項）。

（二）監査報告

通常監査役にあっては、株主総会提出議案・書類を調査（384条前段）した結果、法令定款違反や著しく不当な事項が「あると認めるとき」に限って総会への報告義務（同条後段）を負うのが384条1項での取扱である。（但し、実際には監査報告書の内容は法定されており、計算書類等に関する意見等は必ず

【図表４】会計限定監査役による監査報告書の例

監　査　報　告　書

監査役は、平成29年7月1日から平成30年6月30までの第72期事業年度に係る計算書類及びその附属明細書を監査しました。その方法及び結果について以下の通り報告します。
尚、当会社の監査役は、監査の範囲が会計に関するものに限定されているため、事業報告を監査する権限を有しておりません。

1. 監査の方法及びその内容
監査役は、取締役等から会計に関する職務の執行状況を聴取し、会計に関する重要な決裁書類等を閲覧しました。また、会計帳簿又はこれに関する資料を調査し、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び附属明細書について検討しました。

2. 監査の結果
計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況を全ての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

平成30年8月18日

徳川産業株式会社　　監査役　松平 定信

*通常の監査役（会）による監査報告書に比して簡単な内容だが、「事業報告を監査する権限がないこと」（会社法施行規則129条2項）や「監査の方法及びその内容」（同条1項1号）等が法定記載事項とされている。（日本監査役協会のひな形を元に作成。）

【図表４－２】旧法対応のもの

監 査 報 告 書

平成29年7月1日から平成30年6月30までの第72期事業年度の貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書ならびに附属明細書を監査した結果、適法かつ正確であることを認めます。

平成30年8月18日

北條開発株式会社　　監査役　伊勢 新九郎

*厳密には現行法上の法定記載事項に欠けるが、現在でもこのような旧法対応のもの（元来は日本監査役協会の旧ひな形に準拠したと思われるもの）が利用されることもある。

記載しなくてはならない[29]。）

しかし、会計限定監査役の場合はそのような限定はなく、「会計に関する」総会提出議案等を「調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない」とのみ規定されるので（189条3項）、規定上も調査結果を常に総会に報告する必要がある（【図表4】参照）[30]。

尚、立法論的問題として、計算書類等の監査と監査報告の記載に関し、①436条1項がわざわざ括弧書きで「（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含み、会計監査人設置会社を除く。）」と付記した「監査役設置会社」では「計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書」につき「法務省令で定めるところにより、監査役の監査を受けなければならない」と規定する一方で、②会社法施行規則129条2項が会計限定監査役設置会社の監査役は「事業報告を監査する権限がないことを明らかにした監査報告を作成しなければならない」としている点で「実質的な齟齬があるように見受けられる」旨指摘されている[31]。

（三）調査対象

会計限定監査役の職務が会計監査に限定されることから、取締役が株主総会に提出する「会計に関する議案、書類」等の調査対象は、具体的には、(i) 計算関係書類、(ii) 株主総会に提出される議案の内、自己株式取得の対価や剰余金配当として交付する「金銭等の合計額に係る部分」、(iii) 同じく減資や増資等の議案などに限定されている（会社法施行規則108条）。

（四）その他

同じく職務が会計監査に限定されることから、通常監査役の有する取締役会への出席義務等（383条）、違法行為差止請求権（385条）、会社と取締役との間の訴えにおける代表権（386条）などの規定は適用除外（389条7項）される（稿末の【資料１】参照）[32]。

他方で会計限定監査役が業務監査権限を有しないこととの均衡上、会計限定監査役設置会社の場合は監査役不設置会社と同様[33]、規定上は「各株主の取締役に対する監督権限の強化等がなされている」[34][35]。（但し、オーナー企業のような場合、通常はそういった監督是正は期待できない点、後述。）

では何故、通常監査役とは別に会計監査限定の「監査役」なる制度が置かれるのか。それは畢竟、所謂「監査役の職務の変遷」の問題に帰着するので、次にかかる法制史上の経緯を振り返る。

三　監査役の職務の変遷

1　戦前の制度

監査役に関係する法の制定改廃を年表風に記すと下記【図表５】のようになるが、この内、(A)～(C) の謂わば「初期設定」の他、監査役の職務内容に大きなインパクトを与えた改正としては (G) の権限縮小と (H) の権限再拡大が双璧を為すし（(I) までの規定の変遷については稿末の【資料２】参照）、機関設計のあり方に抜本的変化をもたらしたものとして (M) の現行会社法の制定も重要である。

【図表５】監査役に関係する主な制定改廃＜右端は原則的な任期設定＞

(A)	明治17＜1884＞年	所謂「レースラー商法草案」脱稿	2年（設置は任意）
(B)	明治23＜1890＞年	所謂「旧商法」公布（一部修正の上明治26年施行）	2年
(C)	明治32＜1899＞年	商法（所謂「現商法」の原典）制定	1年
(D)	明治44＜1912＞年	商法改正（民事的責任の強化）	2年
(E)	昭和13＜1938＞年	商法改正 有限会社法制定（昭和15年施行）	
(F)	昭和23＜1948＞年	証券取引法改正（昭和22年制定の証券取引法の全部改正） 公認会計士法公布（公認会計士の認定開始）	
(G)	昭和25＜1950＞年	商法・有限会社法改正（取締役会制度導入と監査役の権限縮小）	1年
(H)	昭和49＜1974＞年	商法・有限会社法改正（監査役の権限再拡大） 商法特例法制定	2年
(I)	昭和56＜1981＞年	商法・商法特例法改正（監査権限強化、大会社の範囲拡大など）	
(J)	平成5＜1993＞年	商法改正（任期伸長、社外監査役・監査役会導入による監査機能の強化）	3年
(K)	平成13＜2001＞年	商法・商法特例法改正（責任軽減など）	4年
(L)	平成14＜2002＞年	商法・商法特例法改正（委員会等設置会社の導入）	
(M)	平成17＜2005＞年	会社法制定（平成18年の施行に伴い商法特例法・有限会社法は廃止）	4年（非公開会社では10年まで伸長可）
(N)	平成26＜2014＞年	会社法改正（監査等委員会設置会社の導入）	

明治23＜1890＞年制定の旧商法[36]192条は、「監査役ノ職分」として、①「取締役ノ業務施行カ法律、命令、定款及ヒ総会ノ決議ニ適合スルヤ否ヤ」の「監視」や「業務施行上ノ過愆（カケン）及ヒ不整」の「検出」（1号）[37]と②計算書類等の「検査」と総会への「報告」（2号）、また③必要有益な際の総会招集権（3号）の3つを列挙しており、業務監査（1号）と会計監査（2号）の各権限を条文上も明確な形で規定していた[38]。

これに対し、明治32＜1899＞年制定の商法（所謂「現商法」の原典）[39]では上の旧商法192条の如き職務の包括規定（「一般的職務権限規定」）は廃され、個々の権限・義務等を個別の条文で規定するのみとなった。しかし、それら個別規定は監査役が業務監査権限及び会計監査権限を有することを前提としており、例えば明治32年商法181条（営業報告請求権、業務・財産調査権）は旧192条1号及び旧193条[40]、183条（総会提出書類の調査義務と総会への意見報告義務）は旧192条2号[41]の文言を修正したものと説明されている[42]。また、明治32年商法下では監査役の業務監査は妥当性監査にも及ぶと解釈されていたし[43]、その後の明治44＜1912＞年[44]及び昭和13＜1938＞年[45]の改正でも監査役のこれら権限に関しては基本的に変化はなかった。

尚、「監査」という言葉自体は「監督」と「検査」の合成語といわれるが、①監査役の業務監査では取締役の「監督」が問題となるものの、（ドイツ法などとは異なり監査役は取締役の選解任権を有さず）「調査した上での意見を株主総会に報告してその判断に委ねる」との機能しか営めない[46]以上、「監督」というよりも「検査」に近い「監視」機能、②会計監査の内実は「検査」との評価もある[47]。

2　昭和25年改正

(一) 業務監査

昭和25＜1950＞年改正[48]では「アメリカ法にならって取締役会制度が導入された結果、業務監査権は取締役会に吸収され、監査役は会計監査権のみを有するものとされた」[49][50]。補足するならば、（同改正時には明文規定は置かれなかったものの、）取締役会は業務監査権を有するとの解釈の下[51]、「取締役会と監査役が共に業務監査を行うのであれば機能が重複する」ことから、権限の重複を避

けるべく監査役の権限が会計監査に限定されたと説明されている[52]。

但し、①取締役会は同改正前から任意で設置されていたものであり[53]、その場合に監査役との「権限の重複」による弊害など問題とされていなかったにも関わらず監査役側の業務監査権が奪われたこと、また、②同改正に際しては本来「監査役制度を廃止した上で『会計監査役』を設置する」形で立法作業が進み[54]、昭和25年4月29日に衆議院で可決成立した改正法案時点でも「会計監査役」との名称であったこと[55]などに照らすと、「監査役はそれまで有名無実化していたため、会計監査に専念せしめることにした」[56]といった評価もあながち根拠なしとはしないだろう。更に、③昭和23＜1948＞年制定の証券取引法により上場企業等の財務諸表については外部者たる公認会計士（昭和41年以降は監査法人も可）の財表監査が義務付けられたので（同法193条の2）、それらの会社については監査役監査と公認会計士監査が重複することになり[57]、「監査役制度は全く骨抜きになつた」[58]といった評価もある。

（二）会計監査

そこで、監査役に残された会計監査権限の中身だが、それは計算書類等に対する監査を意味した。即ち、①監査役の職務の中核は取締役が株主総会に提出しようとする「会計ニ関スル書類」を調査して株主総会に意見を報告することであり（昭和25年改正商法275条）、そのための手段として、②会計帳簿等の閲覧謄写（同274条1項前段）や③取締役に「会計ニ関スル報告」を請求できる（同項後段）が、④それでは十分にその職責を果たせない場合には直接「業務及財産ノ状況ヲ調査スル」ことも可能（同条2項）、という流れである（稿末**【資料2】**参照）。

換言すると、株主総会による業績評価資料となる計算書類等の正確性を担保するための会計「検査」が職務内容であり[59]、（特に監査役の本質を経営監督機関（業務監査）と考える場合、それとは本質が異なる点で）「会計監査役」（あるいは端的に「会計検査役」）と呼ぶ方が実態を反映していたといえる。

3　昭和49年改正

（一）業務監査権の「復活」

その後、昭和39年半ばからの所謂「40年不況」により大型倒産事件が相次いだことから、不況下の企業経営の裏に潜む粉飾決算などの問題や取締役会による自己監査の機能不全も明らかになった[60][61]。そこで、昭和41＜1966＞年[62]には法制審議会商法部会[63]において監査役制度改正が俎上に載せられ、途中、日本税理士連合会や中小企業等による強硬な反対運動もあって難航しつつも[64]、昭和49＜1974＞年に改正法として結実した（同改正に至るプロセスについては稿末**【資料3】**参照）。そこでは、下記のような理由もあって監査役の業務監査権を復活させている。

【監査役の業務監査権復活の主な理由】[65]

①業務執行の意思決定機関でもある取締役会による業務監査では、監査の独立性が保たれない傾向がある。

②取締役会による業務監査機能を充実させるには社外取締役を一定率以上導入する必要があるが、それは日本企業の実情から見て困難であり、それと比較するならば監査役に人材を求める方が容易である。

③監査役にも取締役会出席権を付与すれば、代表取締役等による取締役会の事前コントロールを防止できる。

④粉飾決算の防止には公認会計士監査を強制する方が効果的だが、従前通り監査役が会計監査を行うのであれば監査役の職務と重複する。この場合、監査役を廃止すると決算時の計算書類以外の会計事項につき監査する機関がなくなるし、公認会計士を監査役にすると第三者監査（外部者による監査）の要請に反することになる。従って、監査役が業務監査を行うものとすれば、公認会計士監査との調整を比較的容易に達成できる[66]。

（二）監査役の職務

（1）全般

具体的には、274条1項に「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」という包括規定が入れられ、更に次のような個別的権限が付与された他、任期も2年（273条1項）に戻されるなど、「監査役の独

立性と権限の強化が図られた」[67]等と説明される。

【監査役の主な個別的権限】
①取締役会出席権・意見陳述権（260条ノ3）[68]：監査役は取締役会の議決権なき構成員とされた。
②（従前からの業務・財産調査権に加え）営業報告請求権（274条2項）：業務全般につき調査可能となった。
③子会社に対する営業報告請求権、業務・財産調査権（274条ノ3）：不正の温床となりやすい企業結合関係も監査可能となった[69]。
④取締役の違法行為差止請求権（275条ノ2第1項）：法令定款違反行為に対する「事前的監督権限」が付与された[70]。

（2）監査報告書

従前から監査役は「取締役カ株主総会ニ提出セントスル会計ニ関スル書類ヲ調査シ株主総会ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス」（昭和25年商法275条）とされていたものの、報告の手段や報告書の記載事項については規定がなかった。そこで、事実上の「監査報告書」が提出されるにしても、内容は極めて簡単で株主が監査の手段等を知ることはできなかった。かかる状況に鑑みて「監査が適正に行われることを確保し、株主が監査の方法および結果について知ることができるようにするため」、昭和49年改正では監査報告書の記載事項も法定された（昭和49年商法281条ノ3第2項）[71]。

監査報告書の記載事項には、「取引が正確に帳簿に記載されて…いろいろな財務諸表との間の記載が合致しているか」[72]といった従来からの会計監査の対象である計算書類の真実性・確実性（同項2号乃至5号など）に関する事項の他、監査役に業務監査権限が付与されたことに対応し、取締役の「不正ノ行為」や法令定款違反（10号）等の業務監査事項も盛り込まれた。（また、当然のこと乍ら、①調査対象たる「書類」からも「会計ニ関スル」という限定が外されたし（275条）、②子会社調査権（274条ノ3）も加わったので、調査すべき書類の範囲も拡大されたといわれる。）

（三）商法特例法上の取扱：「小会社監査役」

同改正では同時に「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」（「商法特例法」「商特法」など）を制定し、上記のような商法プロパーでの取扱に対して、大枠、①資本金5億円以上[73]の「大会社」には（監査役に加えて）会計監査人の設置を義務付け（2条）[74][75]、②逆に資本金1億円以下の「小会社」の場合は従前通り監査役による会計監査のみで足りる（22条）とする特則を定めた。

ここでは所謂「小会社監査役」に絞って言及すると、昭和49年改正では小会社監査役の権限を「改正前の監査役のそれと原則として同じ」[76]内容とする特例が設けられたものであり、②現に改正前商法274条・275条と小会社監査役の職務に係る商特法22条は（規定の順序を除き）同内容である（稿末**【資料4】**参照）[77]。そのように従前の「会計検査役」型の制度を存置する趣旨としては、①監査役に業務監査を行わせてその費用・労力を要求するのでは小会社にとって負担となるし、②取締役の職務執行全般を監査できる人材の確保は難しいこと、また、③小規模な会社ではお互いに熟知した出資者が集まって会社を設立・運営しているので監査役の権限を強化する必要性も乏しい等と説明される[78]。ただ、この特例措置は、日税連や中小企業団体による反対運動に配慮して『商法改正の主要点』（法務省民事局、昭和46＜1971＞年）に盛り込まれ、それが昭和49年改正で立法化されたものであり[79]、一種の政治的妥協の産物であることは想像に難くない。

尚、商特法25条により小会社監査役には適用除外される商法規定の中には子会社調査権に係る商法274条ノ3は含まれなかったので、小会社監査役にも通常監査役同様、子会社調査権が認められることとなった[80]。一方、監査報告書に係る商法281条ノ3は適用除外されたので（商特法25条）、小会社監査役の場合、株主総会への報告手段も報告事項も明定されない状態が継続することになった[81]。（実際には前掲の**【図表4－2】**のような簡略な書面が提出されることも多かったと想像されるが。）

4　昭和49年以降の改正

前掲の【図表5】にも示した通り、昭和49年改正後も監査役制度に関する法改正が繰り返し行われてきたが、そこでは主にガバナンスの見地からの「監査役機能の強化」が中心テーマであった。即ち、監査役の任期は昭和25年改正による「1年」から「2年」（昭和49年改正）、「3年」（平成5＜1993＞年改正）を経て「4年」（平成13＜2001＞年改正）に順次延長されていったし、個別の権限については、例えば昭和56＜1981＞年改正[82]により①報告請求権の行使先が「取締役」から「取締役及支配人其ノ他ノ使用人」（274条2項）に拡大され、②取締役会招集請求権（260条ノ3第3項）を付与する等の改正を行っている[83]。

また、機関設計に関しては、例えば平成5年には商法特例法上の大会社の監査役体制強化のため、①大会社の監査役は3人以上で、その内の1人以上は社外監査役でならないとし（18条1項）、②それら監査役の全員で監査役会を組織する（18条の2第1項）といった改正が行われた[84]。また、平成14＜2002＞年改正により監査役のいない米国型組織としての委員会等設置会社（現・指名委員会等設置会社）制度が導入されたことも大きな変化だったといえる。

その後の最も大きな変化としては、やはり平成17＜2005＞年の「会社法」の制定（翌年からの施行）が挙げられるだろう。同法の制定により従前の商法第二編や有限会社法、商法特例法等の会社分野の法律が統合され、機関設計も極めて多様化・自由化されることになった。

5　会社法上の取扱

(一) 通常監査役

会社法上の機関設計ルールは些か複雑であるが、監査役の設置義務についてのみ抽出するならば下記のようになるだろう[85]。

【監査役の設置義務に係るルール】

①大会社は会計監査人の設置義務との関係から監査役（監査役会）も設置しなくてはならない。

②取締役会設置会社であれば監査役を設置しなくてはならない。

③但し、上の①②であっても監査等委員会設置会社[86]（平成26＜2014＞年改正により導入）や指名委員会等設置会社の場合は監査役は設置してはならない。

④取締役会設置会社であっても、非公開会社であって監査役会設置会社でも会計監査人設置会社でもない場合、通常監査役は置かず、会計限定監査役か会計参与を設置してもよい。

このように会社法下においては監査役を設置しなくてもよい類型が増大したが、通常監査役の職務内容自体に関しては基本的に従前と大きな相違はないといえる。

(二) 会計限定監査役

権限を会計監査に限定された監査役の設置についても、旧商特法の場合は「資本金1億円以下」という基準により画一的に区分されてきたが、会社法の場合は自由化の進展により（一定の要件の下で）「会計限定監査役の設置如何を各社の定款により決する」という方式に変更された。

条文の体裁を見るならば（稿末【資料5】参照）、(a) 会社法389条1項はかかる定款自治により（通常監査役の職務の内）「会計監査の部分のみに限定した職務」を行う監査役しか設置しないことを認めるものであるが、同項では具体的な権限義務までは規定されていない。また、(b) 子会社調査権（同条5項）と子会社側の拒絶権（同条6項）は従前から付与されていたし[87]、(c) 閲覧謄写権の対象たる会計帳簿等に電磁的記録の場合も含めた（同条4項2号）点も確認的趣旨での整備にすぎないといえる。

また、(d) 会社法389条2項は従前の小会社監査役については監査報告書の作成が明定されていなかった点を補うものであり、作成義務と共に記載事項の中身なども明確化（会社計算規則122条[88]）された点で好ましい変化といえよう。

従って、会計限定監査役の場合も職務内容自体の変更は実質的には殆どナシであり、現在でも昭

和25年改正後の「会計検査役」型の職務内容をほぼそのまま継受していると評価できる。このことは現行法上も会計限定監査役の職務の中核が監査報告書の作成（2項）及び株主総会に提出される「会計に関する議案、書類」等の調査と総会への報告（同条3項）であり、従前からと同様、その調査対象が計算関係書類等に限定されている点（会社法施行規則108条・前述）からも裏付けられる。

四　沿革的問題点

1　業務監査に関する問題

通常監査役と会計限定監査役の職務内容の一番の相違が「会計監査のみに留まるのか、業務監査まで及ぶのか」という点にある以上、両監査役の職務内容を理解するためにはそれら2種の「監査」の意義の把握が必要となろうし、監査役の対会社責任（423条1項：「任務を怠ったとき」）や②対第三者責任（429条1項：「職務を行うについて悪意又は重大な過失があったとき」）の有無を判断するにあたっても重要となる。しかし乍ら、これらの基本概念は必ずしも明快に定義される訳ではない。

（一）業務監査と会計監査の関係!?

前述の如く、両監査の関係に係る伝統的な会社法上の説明では、通常監査役の権限に係る包括規定たる会社法381条1項前段（かつての商法274条1項）にいう①「取締役等の職務執行の監査」は「業務監査」を指し、②かかる「業務監査の中に会計監査も含まれる」との立場が採られるのが一般的である[89]。

これに対し監査論（会計学分野）などでは、監査役監査を①「業務監査」（取締役が法令および定款の規定を遵守して職務の執行をしているか否かについての監査）と②「会計監査」（計算書類等及び一定の会社の連結計算書類に対する監査）の2種類に並立的な形で分類し「監査役は、業務監査と会計監査を実施する」等と説明するのが一般的であり[90]、法律学分野でも同様の用語法によることがある[91]。（後説では「業務監査」「会計監査」の上位概念として「取締役等の職務執行の監査」を認識されているようである。）

本稿ではこの問題に深入りしないが、ここでは一応、(i)「業務監査」概念には二義性があり、(ii)広義では会計監査を含む「取締役等の職務執行の監査」[92]を指すが（381条1項前段）、(iii)狭義ではそこから会計監査を控除[93]した部分を指すものと考えておく（**【図表6】**参照）。

【図表6】「業務監査」「会計監査」概念の捉え方!?

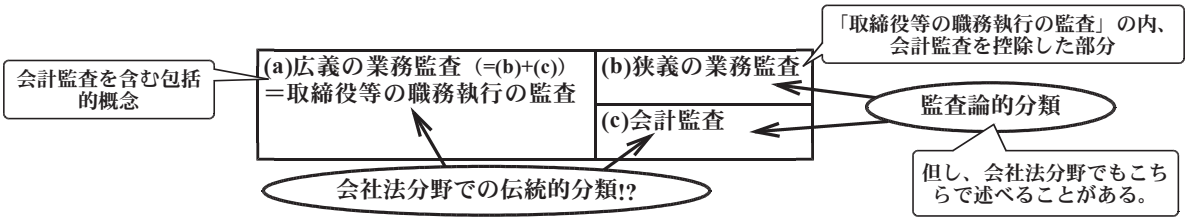

近時は会社法上の議論でも上記の監査論的分類で記述される例が多くなってきたように見受けられるが、基本的な用語法にさえこういった不統一があり、且つそれにつき明確な説明が見られないのは、実は「業務監査」や「会計監査」の中身自体に不明確な部分も残されていることの顕れかもしれない。

（二）業務監査と「適法性監査」「妥当性監査」!?

周知の如く、通常の監査役の業務監査（狭義）が「適法性監査に留まるのか妥当性監査に及ぶのか？」という議論がある。元々この議論は、①昭和25＜1950＞年改正により監査役の権限が会計監査のみに縮小された一方、同改正により新たに設置された機関である取締役会に業務監査権が認められたが、②昭和49＜1974＞年改正で監査役の権

限が業務監査権限に再度拡大されたことから「監査役の業務監査の権限と取締役会のそれとの関係いかん、すなわち両者が完全に重複するか」[94]との問題意識から本格化したものと説明される[95]。

昭和49年改正時の立案担当者をはじめとする支配的見解[96]では（同改正以降の監査役の業務監査権の内容は）「適法性監査に限る」とされていたものの[97]、そこでは（一見妥当性監査の問題とも思える）「著しく不当」[98]か否かの判断も「取締役の忠実義務（または善管注意義務）違反の監査」という意味で適法性監査に含まれるとの立論が採られたことから、（忠実義務や善管注意義務の内容が曖昧な以上、）同年改正時点から既に玉虫色の部分も見られた[99]。その後、妥当性監査の内容を二分する見解[100]や適法性監査と妥当性監査の区別自体に疑問を呈する見解[101]など[102]も主張されるが、結局のところ「これを一律に決めることは無理」[103]とも評される。どちらにせよ、少なくとも法律レベルでは、現在でも監査役の行動指針を必ずしも明確に提示できていない部分があると言わざるを得ない[104]。

付言するならば、昭和49年改正の実相につき、(a)商法にも公認会計士監査を導入するに際して、監査役監査（当時は会計監査に限定）との「重複を除去する目的で開始された」にも関わらず、(b)取締役会制度の維持により業務監査につき「取締役会と監査役の重複監査が生じ」、(c)大会社では「会計監査人と監査役との重複監査が生ずることにな」ったので、(d)「重複を除去する目的で、結果において重複を重ねたという皮肉な現象を生じた」との評価もある[105]。この見地からは、(e)同改正時には「取締役会と監査役との間で業務監査（就中妥当性監査）に係る権限の重複はない」[106]との結論が先にあって[107]、それに鞘寄せする形で立論[108]がなされた面も否定できないだろう。

2　監査役の職務内容の変遷（再論）

「適法性監査」「妥当性監査」の問題も簡単に確認したところで再度、各時期における監査役の職域の変遷を振り返るならば、他機関の職域との関係で相当便宜的な変更が繰り返された観もあり（**【図表7】**参照）、各改正に係る疑問点も少なくない。

【図表7】監査役の職務内容の変遷（昭和49年改正まで）

（○：権限アリ　×：ナシ）

	会計監査	（狭義の）業務監査	
		適法性監査	妥当性監査
(A)明治17年 レースラー草案	○	○	×
(B)明治23年 旧商法	○	○	○→△
(C)明治32年 現商法	○	○	○
(F)昭和25年改正	○	×	×
(H)昭和49年改正	○	○	×

レースラー氏は妥当性監査には及ばないと考えていた…

26年施行時には条文から妥当性監査の部分は削除された筈だが…

基本的に26年商法の内容を継受。正面から認める明文規定はないが解釈上認めるのが通説

取締役会の業務監査権と重複するので監査役の業務監査権は全面廃止

…しかし妥当性監査は取締役会と重複するので認めない!?

会計限定監査役の系譜（会計検査役!?）

粉飾決算等、25年改正後もあまり機能しなかったので49年改正が必要となったのに…

取締役会の自己監査機能の不全や大会社では会計監査人と会計監査で重複する等の理由から適法性監査権限を付与…

【各改正に関する疑問点など】

①明治32年商法の制定以前にも妥当性監査の有無につき変動があったが[109]、前述の如く、経済界からの「経営に干渉されたくない」との要望を容れて監査役の妥当性監査部分の文言を削除（明治26年改正）したにも関わらず、戦前には「妥当性監査に及ぶと解釈されていた実質的な理由は何か」「今日にいうガバナンスの観点からの検討はなされたのか」。また、そもそもの問題点として、諸外国においては会計の検査機関は業務監督機関とは別に会計の専門家に委ねるものであるが、「何故日本では両機関を同一の『監査役』に委ねることにしたのか」[110]。

②昭和25年改正では「新設された取締役会に解釈上業務監査権ありとされたこととの調整」（重複防止）のため監査役の業務監査権が廃止されたが、「監査役制度の設置趣旨（職務の本質）に照らしてそれでよかったのか」、「そもそもチェック機能の重複を全面的に回避すべき必要があるのか」等の疑問はあろう。あるいは仮に「監査役が実際には業務監査機能を果たしていない」との事情が背景にあるならば、逆に「会計監査の面では機能していたのか」、それとも「公認会計士制度が充実するまで[111]の暫定的機関（『つなぎ』）のつもりだったのか」。

③昭和49年改正では、大会社につき義務化する会計監査人監査との会計監査機能の重複を考慮し、監査役の職務に適法性監査を含める一方、取締役会との重複防止のため妥当性監査を認めないのが立法時の多数説であった。「妥当性監査まで及ぶのか」という議論については措くとしても、「（仮に重複防止が必要ならば）会計監査人の会計監査権限や取締役会の適法性監査権限との重複が生じた点をどう見るのか」。

業務監査権限の有無・範囲が他機関との調整のために都合よく変更を受ける性質であるならば、本当にそれが監査役の職務の中核として機能してきたのか問われて然るべきである。寧ろ、全期間を通じて監査役の職務とされてきたのが会計監査であることに着目すると「監査役の本質は会計検査機関」とでも言いたくなるが、こちらの機能についても従前から疑義が呈されてきた。

即ち、①昭和49年改正前から会計監査が十全に機能していなかったから同改正の契機になった粉飾決算等が社会的に問題となったのであり、②同改正後も会計関連の企業不祥事は根絶されていない。また、③そもそも監査役に会計に関する知識・資格が要求されない以上[112]、（公認会計士・税理士、経理部長経験者など、企業会計に係る「相当程度の知見」[113]のあるaccounting expertが就任したような場合を除き）会計監査機能を期待すること自体に制度上の無理があるともいえる。（勿論、実際の社内でのパワーバランス等の問題も大きいだろうが。）

その意味では、（今日では頓に個々の会社や監査役レベルで監査業務に傾注される例が増加しているにしても、）全体として見るならば、監査役の（狭義の）業務監査権限・会計監査権限共に制度設計や現実の機能に係る疑問点も払拭できない。そこで、例えば「昭和四九年以降、わが国の監査制度は繰り返し改正され、表面上は大幅に強化されてきたようにもみえる。しかし、監視機関による業務執行者への介入をことさらに小さくすべく設計された点は、現在に至るまで手付かずで残っている」[114]といった指摘もなされている[115]。

3　会計限定監査役の場合

（一）職務の中核

（1）「会計検査役」型

以上のように沿革的に見て通常監査役の職務内容に制度的な不安定さ、不明確さが見られる以上、その派生的な機関として「会計に関するもの」に限定した職務を営む会計限定監査役の意義が不明瞭となるのも致し方のないことである。

しかし、上記の通常監査役の職域の変遷（**【図表7】**）や条文の比較（稿末**【資料4】【資料5】**）からも明らかなように、現在の会計限定監査役の職域は昭和25年改正で明確に規定された「会計検査役」型の職務を継受するものである。従って、その後の子会社調査権の付与といった微調整は入るものの、基本的に①同改正で規定された「計算書類等の監査」（436条1項[116]）[117]と②そのアウトカムとしての監査報告の作成（389条2項＜通常監査役では381条1項後段＞）が職務の中核ということになろう。勿論、決算監査以外であっても、③株主総

会に提出される「会計に関する議案、書類その他」の調査・報告（389条3項）は職務に属する。既に述べた如く、それらの職務を遂行するための手段が当該会社・子会社に対する報告請求権（5項）や会計帳簿等の閲覧・謄写権（4項）である。

（2）随時の監査

従前は「計算書類等の監査が中核」と指定してしまうと「会社側作成の決算書類のチェックのみが職務」といった印象を与えることが危惧されていたようにも思える[118]。しかし、会社内部の機関として決算監査を行うためには「事業年度中から、取締役・会計参与・使用人等との意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備等に努め」[119]、常時監査しておくべき旨指摘されているし（会社法施行規則107条2項・4項参照）、現に会計限定監査役であっても時期を問わない報告請求権や業務・財産調査権が認められている。（また、前述の如く、昭和49年改正にあたって大会社では会計監査人と重複するにも関わらず監査役の会計監査権限が維持された理由の一つが「決算時以外にも日常的に会計監査を行わせるため」だった点を想起されたい。）

会計限定監査役設置会社では、（a）顧問税理士等が監査役を兼ねているケースも多かろうが、この場合は期中の監査にも馴染み易いし、日本の中小企業の実務的需要（監査役への就任自体や会計業務の指導など）を満たしてきた感も強い。一方、他の類型としては、（b）オーナー社長の近親者等（企業会計に関する知識もない場合が多い）が「名目的監査役」（正規の選任手続を経ているが殆ど職務を行っていないような者）に就くケースも多かろうし、（c）更に正規の手続も経ずに登記だけがなされた「表見監査役」のケースもあり得るが、これら（b）（c）については問題も大きくなろう[120]。

（二）事前的監督権限!?

「監査役」という名称の影響もあってか、会計限定監査役にも（通常監査役の違法行為差止請求のレベルまでは要求しないにしろ、）何らかの監督是正機能を期待する向きもある。例えば、会計限定監査役の業務・財産調査権（389条5項）などを理由に「会社の財産が損なわれ、それによって会社債権者に差し迫った被害の発生が予見されるような特段の事情がある場合には、監査役は調査の権限を行使して、その結果に基づいて取締役に違法行為を中止することを求める権利と義務が生ずるというべき」[121]といった形である。

しかし、再々述べる如く、会計限定監査役は「会計検査役」型の機関として会計監査（検査）を行い、その結果を是正権限のある機関（株主総会）に伝えるのが職務の本質である。従って、会社法上の職務内容としては、①業務・財産調査権は会計監査に係る調査のために用いられるものであり[122]、②調査の結果（計算書類の適正性に問題があったような場合も含む。）についても「株主総会への報告」を行う権限・義務（389条3項）しか有さないので[123]、法的に責任を負う形で事前的監督権限を設定するのは些か解釈が過ぎるように思われる[124]。（勿論、任意に取締役会に参加して意見陳述する等は自由であるが。）

この点、監査役の善管注意義務（330条、民法644条）の中身として事前的監督権限を読み込んでいく構成もあるが[125]、善管注意義務から業務監査権限を導くのでは「会計限定」監査役たる位置付けとの不整合が生じる等の難点があるのではないか。

（三）ガバナンス体制の不備

会計限定監査役設置会社では、監査役に監督是正に係る権限がないことと引き換えに株主の監督権限を強化する建前が採られ、ガバナンス体制としては（役職の選解任以外に）下記のようなものが予定されている。

【会計監査役設置会社におけるガバナンス体制】

①会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項を取締役が発見した場合、各株主に報告（357条1項）。

②各株主が取締役の法令定款違反等により会社に著しい害を及ぼす虞があると判断した場合、差止請求可（360条1項・2項）。

③各株主は取締役が法令定款違反を行い、またはその虞があると認める場合、取締役会の招集を請求し（367条1項）、当該取締役会に出席して意見陳述可（4項）。尚、上の請求日から5日以内に「請求日から2週間以内に取締役会を開催する」旨の招集がなされない場合、株主自ら取締役会を招集

可（同条3項・366条3項）。
④株主による取締役会議事録の閲覧・謄写請求（371条2項）

しかし、このようなシステムでは、中小企業のオーナー経営者がワンマン経営を繰り広げているような場合、「支配株主＝経営者」である以上株主による監督是正など機能しないのが現実である[126]。これも前述の如く、昭和49年改正に際して商特法上の小会社監査役が存置された際には、その人的会社性に鑑みて監査役に業務監査させる必要は乏しいことが同制度存置の理由の一つとされた。しかし、上のようにガバナンス体制が機能せず、監査役も会社のために「内向き」にしか機能しない状況では第三者を害する危険性も増大するが、今後もそういった権限分配を続けてもよいか[127]。

付言するならば、対第三者責任の存否判断に際しては「会計監査を適切に行っていても株主総会による是正の期待可能性がない」のであれば、（因果関係の問題とするか悪意重過失の問題とするかで見解は分かれるものの[128]）結局は現行法上「監査役に責任ナシ」とされる可能性が高い。しかし、それでは「（株主総会不開催など）法令を遵守しない会社ほど監査役の責任は問われにくくなり、逆に誠実な経営が行われている会社ほど責任が問われる結果になる」という矛盾も生じる[129]。

（四）責任を負う場面の少なさ

会社法は監査役を役員（329条1項、423条1項）とした上で、監査役（会計限定監査役を含む）も他の役員と同様の責任、即ち、①他の役員等と同様、任務懈怠を理由とする対会社責任（423条1項）や②職務遂行に係る悪意重過失に基づく対第三者責任（429条1項）を負うものとし、また、③監査役独自の責任として監査報告の重要事項に係る虚偽記載による対第三者責任（同条2項：過失ある場合）も規定している[130]。

しかし、通常監査役でも上の責任追及を受けて損害賠償を命じられる事案は例外的なところ[131]、職務内容が限定される会計限定監査役の場合は尚更であり、特に対第三者責任は相当限られてくるので「会計限定監査役が責任を負うのは監査報告の虚偽記載の場面くらいしか想定できない」[132]といった指摘も見られる[133]。

これを中小企業側から見ると、会計限定監査役の責任リスクが極小化されているからこそ、①近親者を名目的監査役に選任したり、②顧問税理士等を会計限定監査役に据えたりし易いといえる。かかる制度環境のお陰で日本の中小企業経営が成り立ってきた面もあるだろうが、前述のガバナンス体制の問題も併せるならば「オーナー経営者やその近親者が役員責任を負わず、株主としても間接有限責任の利益を享受する」一種の「法人成りマジック」の一要因[134]と捉えられない訳ではない。

会計限定監査役の責任の問題に戻るならば、近時、特に悪質な投資勧誘等を行った会社の監査役に対する裁判例が目に付く旨指摘されるのは、社会的に見て（消費者的立場の者の保護のため）監査役の責任も問われるべき要請が増しているからなのだろう[135]。然るに、①例えば名目的（会計限定）監査役の場合、従前の裁判例では責任が否定される傾向が強かったといわれるが[136]、一般的感覚としては（たとえ実質が名義貸しであれ、）「自ら承知の上で正規の手続により監査役に就任した者の責任が問われないのは不合理」に思えるかもしれないし[137]、②会社の顧問税理士等の士業者が会計限定監査役を兼ねているような場合[138]、善管注意義務の水準の高度化などにつき議論の余地もあろう[139]。

何れにせよ、対第三者責任の成立要件[140]に係る「職務」の内容や「悪意重過失」「因果関係」といった事項についても未解決な論点が多い以上、裁判上の判断基準（あるいは監査役の行動指針）として機能しにくい部分が多いのは確かである[141]。

現行会社法は監査役を含めた「役員等」の対会社責任・対第三者責任という形で同一の条文（423条1項・429条1項）にまとめて規定しているが、会社法制定前には監査役に関する商法280条1項が取締役の責任に関する266条や266条ノ3を準用するという形だった。このように取締役の責任規定を監査役の責任に準用する形式は、明治44年改正商法189条が監査役の責任につき取締役に係る同177

条を準用して以来の伝統的立場ともいえる（稿末**【資料2】**参照）[142]。しかし、会計限定監査役は取締役とは全く性質の異なる機関であり、「取締役の規定を通常監査役経由で会計限定監査役にも適用する」手法自体の立法論的妥当性は問われて然るべきだったろうし、現在でも取締役と共通の条文でよいのか吟味の必要もあろう。

尚、上記では会計限定監査役の対第三者責任を問う方向での議論を紹介したが、翻って考えると、「『会計検査役』的な内部機関にすぎないので監査報告の虚偽記載の場合を除き外部的責任は負わない」という立法論上の選択肢も満更考えられない訳ではない（仮にそうするならば「監査役」という機関名は使用すべきではないが）[143]。今日的に見た場合の会計限定監査役制度の必要性如何[144]も含め、同制度の本質等から十分再検討すべき時期に来ているのではあるまいか。

五　おわりに

会社は我々の日常生活と関連が深い企業組織であり、「取締役」「監査役」といった機関名を知らない者は皆無だろうが、一方でそれら機関の職務の詳細まで把握している者はそう多くはなかろうし、「代表取締役」等の法的機関名と「社長」等の社内役職名、「CEO」といった（米国型の）業務執行役員名の整理ができる者は相当限られるだろう。事程斯様に「身近なトピックになるが詳細は知らない」「『法と現実の乖離』が大きい」といった特徴が強いのが会社法分野であるかもしれない。

本稿で扱った会計限定監査役制度についてもその最たるものであり、実務上は多数の会社で採用される機関であり乍ら一般には内容不詳。法制度としてもプリミティブな状態のまま残されてきた観が強いし、監査役制度全般に係る職域変遷や現行の公示制度の問題点からも「取っつきにくい」制度と評価できるかもしれない。

しかし、数的には圧倒的多数の会社で採用される制度である以上、何時までも「摘み残し」のままにするのではなく、①法制史的沿革も十分把握した上で、②会計限定監査役の職務内容や基本的用語法等を明確化し、また、③監査役の資格要件の検討、④責任を負う場面と法律構成の再構築、⑤ガバナンス体制の改善、あるいは⑥企業開示の促進[145]といった事項につき立法論的議論も含めて今一度詰めて行く必要があるだろう。ここでは監査役の責任を巡る裁判例の紹介と傾向分析といった事柄は取り扱えなかったが、上のような議論に際しては沿革面等の理解が前提となるので、会計限定監査役制度の今後を考える一助となることを願いつつ稿を閉じたい。

（2019年3月19日脱稿）

---

(1) 大阪高判平成29年4月20日金融・商事判例1519号12頁、〔原審〕大阪地判平成28年5月30日金融・商事判例1495号23頁。元々は会計限定監査役を設置する特例有限会社だったが、その後、「大会社」規模に該当したため実体法的には通常監査役・会計監査人設置会社となるべきところそれらを設置していなかったという特殊な事案（大規模被害で世論を騒がせた事件）であり、原審は通常監査役の選任懈怠につき、会計限定監査役として選任されていた被告に業務監査の懈怠がある等と認定してその責任を肯定したが（日経新聞2016年5月31日朝刊39頁）、高判ではこれを否定した（日経新聞2017年4月21日沖縄夕刊社会面56頁）。

(2) 飯田秀総「判批」月刊法学教室443号139頁、岡田陽介「判批」ジュリスト1518号110頁、川島いづみ「判批」法律のひろば71巻6号44頁、瀬谷ゆり子「判批」新・判例解説Watch22号129頁、宮崎裕介「判批」金融・商事判例1545号2頁、弥永真生「判批」会計・監査ジャーナル746号77頁、弥永「判批」ジュリスト1510号3頁など

(3) 例えば名古屋高判平成23年8月25日判例時報2162号136頁と同判決に関する滿井美江「判批」税務事例45巻8号40頁、重田麻紀子「判批」法学研究87巻9号187頁（2014年）など参照。重田・同191頁は、会計監査役の「対第三者責任が追及される裁判例においては、最近の特徴として、商品先物取引をめぐる訴訟が舞台となることがひと際目立つ」と分析されるが、安愚楽牧場事件も悪質商法事案である点では類似しているといえよう。

(4) 重田・前掲（注3）195頁は、会計監査権限に限定された監査役を巡る従来型の裁判例の特徴として「同族かつ小規模会社の取締役による手形の濫発や放漫経営によって直接ないし間接に第三者に生ぜしめた損害につき監査役が責任を負うべきかが問われるケースが多いといえる。さらに、その場合、単に監査役としての地位に就いているだけで監査役としての職務を行っていない、いわゆる名目的監査役であることがほとんどである。」と分析されている。従来型の例（昭和49＜1974＞年改正以降で初めて会計限定監査役の責任を認めたもの）としては、資金繰りの悪化していた建設・不動産会社の倒産をきっかけとする東京地判平成4年11月27日判例時報1466号146頁、前田修志「判批」ジュリスト1088号120頁、鈴木千佳子「判批」法学研究71巻5号89頁（1998年）など参照。

(5) 会計限定監査役の対第三者責任が問題とされた従前の裁判例の整理しては、林光佑「小会社における監査役の第三者に対する責任について―判例の分析を通して―」平出慶道＝今井潔＝浜田道代編『＜北沢還暦＞現代株式会社法の課題』（有斐閣、1986年）491頁、満井・前掲（注3）43頁など参照。

(6) 因みに①2016年度会社標本調査（国税庁、確報値）で見た場合、全会社数265万8,480社（内、94%超が株式会社）の資本金額別階層では99%超が1億円以下（内、86%超が1,000万円以下）だった一方、②東証上場会社数は3,650社（2019年2月1日現在）程度であり、数的には大規模な上場企業の方が氷山の一角にすぎない。周知の通り旧商法特例法上は資本金1億円以下（且つ総負債200億円未満）が「小会社」に分類された訳であり、日本企業の9割以上は中小の会計限定監査役設置会社と思っておいてよいのではないか。尚、丸山秀平「『小会社』監査役の法的地位および対第三者責任」高窪利一先生還暦記念論文集刊行委員会編『＜高窪還暦＞現代企業法の理論と実務』（経済法令研究会、1993年）208頁も「株式会社形態をとるもののうち、ほとんどの割合を小会社が占めている」旨指摘されていた（209頁）。

(7) 例えば鈴木千佳子「小会社監査役論」法学研究76巻10号18頁（2003年）2頁は、既に会社法制定直前の2003年時点において、昭和49年改正以降、「小会社については、全く手がつけられないまま、ただ放置されていたといってもよいような状況」と指摘されていた。2013年段階の満井・前掲（注3）41頁も「中小会社に関しては法改正の手が付けられることはなく、むしろ放任というに近い状態にあり、現在に至っている」とされる。

(8) 例えば顧問税理士が会計限定監査役に就任しているような場合、法的な権限の有無とは別に、取締役会の必須メンバー化したり業務監査にも携わったりといったポジティブな利用を図るケースも少なからずあると想像される。

(9) （改正に際して個々の中小企業の手続負担を発生させないよう）会社法施行時に旧商法特例法上の小会社だった会社は、定款に監査役の監査範囲の限定に係る規定がなくてもかかる規定があるものと看做されている（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律53条）。商法特例法の廃止に伴う経過措置と「みなし定款」については、相澤編著『立案担当者による新・会社法の解説』別冊商事法務295号（2006年）113頁・233頁・251頁。また、野村修也＝奥山健志『平成26年改正会社法―改正の経緯とポイント』（有斐閣、2014年）177頁、田口真一郎「会社法改正と商業登記実務への影響」登記情報629号19頁（26頁）、江頭憲治郎『株式会社法［第6版］』（有斐閣、2015年）523頁など参照。

(10) 相澤哲編著・前掲（注9）93頁は、会社法が機関設計を多様化したことから、ある機関の設置が義務的か任意的かを問わず定款に定めを置かせる（326条2項）ことで株主が機関設計にコントロールを及ぼせるようにしている、と説明されるが、「みなし定款」の場合、そのような役割を果たせるのだろうか。

(11) 尚、相澤編著・前掲（注9）113頁も「みなし定款」制度により「既存の小会社の大半については、監査役の権限は引き続き会計監査権限のみとなる。」とされている。（注5）も参照のこと。

(12) 西山芳喜「（新任研修講話　監査役とは何か）第23回　会計限定監査役」月刊監査役614号68頁（70頁）。尚、西山・同70頁では、監査役の監査範囲を会計に関するものに限定する旨の定款規定が廃止される場合には、（同時に新たな監査役が選任されるか否かに関わらず）当該定款変更の効力発生時（＝総会終了時）に会計限定監査役の任期が自動的に満了する（336条4項3号）とされ、会計限定監査役が通常の監査役に移行する訳ではないことからも、両者が「まったく異なる法的地位」にある「別のカテゴリーに区分されるべきもの」なのは明らかとされている。（尚、これに対して、旧

商特法では「逆に大会社または中会社が小会社になった場合、監査手続は変わり監査役の権限は縮小するが、監査役は退任しない（商特法二七条参照）。」とされていた。商事法務研究会編『監査役ハンドブック〔新訂第二版〕』（商事法務、平成7年）138頁［龍田節］）

上のような定款廃止の場面に係る立案担当者の説明によると、両監査役の権限は大きく異なり、「監査役に求められる具体的な資質・要件も異なりうる」から即任期満了とされている。尚、旧商法特例法26条3項では同法上の小会社が小会社でなくなった場合には任期満了とされていた。相澤編著・前掲（注9）111頁

(13) 斯く言う筆者自身、偶々個人的に関与する中小企業が会計限定監査役設置会社と知ったのは「監査役自身から教示を受けて初めて」であり、それまでは同監査役の社内での職務遂行のあり方が謂わば「中小企業における通常監査役の姿」と思い込んでいたのである。筆者の関与する会社の法務案件としては拙稿「スピンオフのための会社新設分割―会社法、労働承継法等に基づく各種手続について―」本誌24巻1号1頁（2018年）参照。

(14) この点に係る注意喚起として、落合誠一編『会社法コンメンタール8』（商事法務、2009年）445頁［吉本健一］など参照。

(15) 尚、ある会社に会計限定監査役と通常監査役が併存することは認められない。相澤編著・前掲（注9）112頁

(16) 相澤編著・前掲（注9）93頁は、「会社法では…（略）…監査役の権限に関する規律を機関設計の規律にも反映させた結果、現に監査役が置かれている会社であっても、監査役設置会社ではない会社が生ずることとなったものである。」「なお、会社法では、例外的に、監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めを設けた会社を含めて『監査役設置会社』としている箇所がある（会社法三八条二項、三八八条、四三六条一項（四三八条一項、四四一条二項・四項）、四九五条一項（四九七条一項）、七四六条、七五三条一項、七六三条、七七三条一項、九一一条三項）。このような場合には、当該箇所において、個別に、『監査役設置会社（監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨の定款の定めがある株式会社を含む。）』等の規定が設けられている。」と説明されるが、そういった使い分けを一般人が認識するのは相当困難ではないか。

(17) 相澤哲＝葉玉匡美＝郡谷大輔編著『論点解説新・会社法』（商事法務、2006年）413頁、野村＝奥山・前掲（注9）175頁、鈴木龍介「非上場会社にも影響があるのか？」ビジネス法務2012年11月号52頁など、また、田口・前掲（注9）19頁は2014年改正前の状態につき「公示制度としての不備が指摘されていた」とされる（25頁）。

(18) 尚、会社法施行規則129条2項が会計限定監査役作成に係る監査報告で「事業報告を監査する権限がないことを明らかに」せよとするのは、少なくとも平成26年改正前においては「会計限定監査役である旨が登記事項でないことによ」ると説明されていたが（西山・前掲（注12）71頁）、同改正後も会社法施行規則129条2項には変化がなく、その辺りの平仄がどうなっているのかも必ずしも明らかではない。

(19) 尚、かかる登記事項の追加の趣旨は「会社法上の定義と登記事項との規律が異なることによる混乱を避けるため」（鈴木（龍）・前掲（注17）53頁）等と説明されるが、上記の如く、定義規定（2条）と登記事項（911条3項）との相違は現在のところ修正されていない。

(20) 野村＝奥山・前掲（注9）177頁

(21) 鈴木（龍）・前掲（注17）53頁

(22) 機関設計の多様化に対応して登記上理解しやすい公示を図るべき要請が強くなる筈であるが、現行法が「第三者であっても登記を見れば当該会社の機関設計を正しく認識できる」という制度環境を実現できているのかには若干の疑問もある。

(23) 西山・前掲（注12）72頁

(24) 会社法実務研究会（編）『会社法 実務マニュアル2　株主総会・取締役・監査役』（ぎょうせい、平成20年）181頁［深山徹］。東京弁護士会会社法部編『監査役・監査役会　ガイドライン』（商事法務、平成6年）11頁も同旨。

(25) (a) 落合編・前掲（注14）394頁［吉本］は通常「監査役の監査権限は会計に関する範囲に限られないから、これらの取締役の職務執行の監査は、その会計的側面に限られず、あらゆる面に及ぶ（いわゆる業務監査）。」とされる一方、会計限定監査役に関する同444頁でも、381条1項前段を「業務監査」と呼び、かかる監査役の権限の内、定款により会計に関するものに限定した権限を「会計監査」と呼ぶ、という形で説明されている。また、(b) 西

山・前掲（注12）68頁は通常監査役の職務を「是正機能のある特別な監査」乃至「広範な裁量権のある特別な監査」である業務監査とし、本来はその中に含まれる「会計に関するもの」を会計監査と説明されている。

(26) 相澤編著・前掲（注9）112頁。尚、会社法制定前の有限会社（施行後の特例有限会社）に関しては同233頁が「有限会社においては、監査役の監査の範囲は法律上会計監査に限定されている（有限会社法三三条ノ二第一項）。そこで、監査役を置く特例有限会社については、旧有限会社における監査役の職務の範囲との連続性を維持するため、監査の範囲を会計監査に限定する旨の定めがあるものとみなすこととしている。」と説明されている。

(27) 但し、昭和61＜1986＞年の法務省民事局参事官室「商法・有限会社法改正試案」に見る如く、このような観点からの改正は商法時代から検討されてきたといえる。上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫『新版 注釈会社法（14）有限会社法』（有斐閣、平成5年）269頁［平出慶道］参照

(28) 江頭・前掲（注9）512頁、鳥山恭一「2005年会社法と会社の機関」ジュリスト1315号32頁（35頁＜注14＞）

(29) 商法時代のものであるが安井正男＝雨宮眞也『監査役実務の手引［改訂重版］』（新日本法規、昭和57年）570頁。監査報告書には（法令上は報告不要とされる事項も含め）「事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示している」、「取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はみとめられない」等と報告するのが通常であろう。盛田良久＝蟹江章＝長吉眞一『スタンダードテキスト 監査論［第4版］』（中央経済、2016年）133頁以下。また書式については日本監査役協会「監査報告のひな型について」（2015年最終改訂：日本監査役協会のHP＜www.kansa.or.jp＞にて閲覧可能）参照。

(30) 商事法務編『株主総会ハンドブック』（商事法務、2008年）203頁、落合編・前掲（注14）448頁［吉本］など参照

(31) 落合編・前掲（注14）447頁［吉本］

(32) 鳥飼重和他『［新版］非公開会社のための新会社法』（商事法務、2006年）108頁

(33) 会計限定監査役設置会社は実体法上の「監査役設置会社」とは認めないとの取扱（2条9号）からすると、「監査役不設置会社と同様」ではなく「不設置会社そのもの」と言うのが正確ではある。ただ、そうすると現行法上は「会計限定監査役は実体法上『監査役』ではない」との価値判断がある筈であり、後述のような会計限定監査役に一種の業務監査権限的なもの（違法行為の中止を求める権利義務）を認める近時の少数説（名古屋高判平成23年8月25日・前掲（注3）など）自体、かかる価値観と矛盾すると受け取れない訳ではない、

(34) 江頭・前掲（注9）523頁

(35) ①取締役から株主への報告義務（357条1項）、②違法行為差止請求権の行使要件の緩和（360条）、③取締役会招集請求権等（367条）、④裁判所の許可不要での取締役会議事録閲覧請求（371条2項）などがこれに該当する。江頭・前掲（注9）523頁の他、鳥飼他・前掲（注32）108頁、落合編・前掲（注14）446頁［吉本］なども参照。

(36) レースラー（ロェスレル：Karl Friedrich Hermann Roesler＜1834~1894＞）による商法草案や旧商法上の会社関連規定、監査役等の取扱については浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務、平成11年）46頁以下収載の伊藤紀彦「第2章　近代的会社法の出発」参照。

(37) 但し、「業務施行上ノ過愆及ヒ不整」の「検出」の部分については、「監査役がそこまで取締役の事務に干渉するならば会社経営はできない」との経済界からの要望に応じて削除の上、明治26年の施行に至った。来住野究「監査役の監査と取締役会の監督」鳥山他編『＜岸田古稀＞現代商事法の諸問題』（成文堂、2016年）289頁。尚、レースラー草案では適法性監査に限定されていた点については西山芳喜『監査役制度論―代替的機関説の試み』（中央経済社、平成7年）43頁など参照。

(38) 西山・前掲（注37）41頁。また倉沢康一郎「第八章　監査機構」竹内昭夫＝龍田節編『現代企業法講座3巻　企業運営』（東京大学出版会、1985年）328頁は同条1号を「経営監督権限」、2号を「会計検査権限」と呼ばれる。尚、かかる旧商法上の取扱は明治29年制定の民法における法人一般の「監事」の権限の取扱に強く影響を与えたといわれるが（この点、例えば浜田編・前掲（注36）51頁［伊藤］参照）、同民法59条は監事の権限を（a）「財産ノ状況」の「監査」（1号）と（b）「理事ノ業務執行ノ状況」の「監査」（2号）とに分けて列挙している。

(39)旧商法のその後の修正・施行、また明治32年商法における会社関連規定については浜田編・前掲(注36)79頁以下収載の今井潔＝淺木愼一「第3章　法典論争と国産会社法の成立」参照。

(40)『商法修正案理由書』(東京博文館、明治31年)157頁は、明治32年商法181条は監査役が「会社ノ財産及ヒ取締役ノ業務執行ヲ監査スルノ職務ヲ有スル」ことに伴う権限を規定するものであり、旧192条1号の業務監査権については181条の「会社ノ業務」の「調査」、旧193条の「会社ノ金匣及ヒ全財産ノ現況」の「検査」は181条の「会社財産ノ状況ヲ調査スルコト」の範囲に属するのでそれらの条項は削除した、といった説明を行う。尚、砂田太士「株式会社における監査システム―監査機能の充実実現へ―」鳥山他編・前掲(注37)631頁(634頁)は「明治32年制定の商法では、監査役が業務監査権限と会計監査権限を有することを前提に、取締役にいつでも営業報告を求め、または会社の業務および財産の状況を調査できる旨定められ」たものとされる。来住野・前掲(注37)290頁も参照。因みに『商法修正案理由書』は、旧商法に代わる現商法の制定を目指した「商法修正案」が第12回帝国議会(明治31＜1898＞年)に提出された際に「商法修正案の条文を簡単に解説して、旧商法典と異なるところを説明した」ものであり、法典調査会から非公式に発表されたものである。執筆は「商法起草委員補助」(会社法部分は志田鉀太郎)。浜田編・前掲(注36)113頁［今井＝淺木］

(41)『商法修正案理由書』158頁は、旧192条2号は「監査役ノ調査スヘキ書類ヲ列挙スト雖モ列挙ハ脱漏ノ虞アル」こと等を修正理由として掲げる。

(42)従って、①業務監査については181条の「会社ノ業務」の「調査」、②会計監査については同条の「会社財産ノ状況」の「調査」及び183条の総会提出書類の調査と意見報告に分散して規定されたと見ることもできる。

(43)判例・通説。星川長七「取締役会の業務監査権と監査役の業務監査権」早稲田法学44巻1号97頁(1969年)108頁、来住野・前掲(注37)293頁、浜田編・前掲(注36)400頁［上田］、菅原菊志『取締役・監査役論〔商法研究Ⅰ〕』(信山社、1992年)239頁など参照。尚、その理由は監査役には臨時株主総会招集権が付与されていることから、違法な場合に限定せず取締役の解任議案を提出できたからだという。大杉謙一「監査役制度改造論」商事法務1796号4頁(9頁)

(44)明治44年改正については浜田編・前掲(注36)125頁以下収載の藤井信秀「第4章　日露戦争後の経済発展への対応」(特に147頁)参照。

(45)昭和13年の商法改正及び有限会社法制定については浜田編・前掲(注36)152頁以下収載の淺木愼一「第5章　大正バブルの崩壊と経済的矛盾の露呈」参照。

(46)後には取締役の違法行為差止請求権や取締役会における意見陳述なども可となったが。

(47)倉澤康一郎『会社法改正の論理』(成文堂、1994年)259頁。漠然と「監査」というのではなく、その中身を確定していく点で非常に参考になる見解である。尚、そこでの「検査」とは「事後的に調査して株主総会に意見を報告すること」、「監督」とは「取締役の行う業務執行をチェックし、コントロールするもの」でありそれ自体が業務執行への関与とも評価できるもの、とされている。同257・261頁参照

(48)昭和25年改正全般については浜田編・前掲(注36)218頁以下収載の中東正文「第7章　GHQ相手の健闘の成果」参照。

(49)来住野・前掲(注37)291頁

(50)尚、有限会社の監査役は従前通り任意機関とされつつも、株式会社での改正に合わせ会計監査に限定されることとなった(有限会社法34条)。浜田編・前掲(注36)257頁［中東］

(51)昭和25年改正に際しては、明文で取締役会の業務監督権を規定すべきとする主張もあったが、①取締役会の意思決定によって代表取締役が業務執行するものであり、②取締役会に代取の選解任権もあることから解釈上当然に「業務監査権アリ」とされた結果、特に明文規定は置かれなかった。星川・前掲(注45)104頁。倉澤・前掲(注47)254頁。その後、昭和56年改正により、取締役会が取締役の職務執行を監督する旨の明文規定(260条1項)が置かれ(来住野・前掲(注37)296頁)、現行会社法362条2項2号にも引き継がれている。

(52)星川・前掲(注45)109頁

(53)浜田編・前掲(注36)286頁［中東］は、「任意で設けられていたものを、法律に採り入れただけであり、実質的に大きな変更を加えるものではない」と指摘しておられる。

(54)取締役会制度が導入が盛り込まれたのは昭和24年10月末に法制審議会商法部会により承認された

「商法の一部を改正する法律案要綱修正案」の段階であるが、同修正案で監査役の廃止と「会計監査役」の設置が提案されたものである。浜田編・前掲（注36）257頁［中東］。また、そこでの「会計監査役」としては英国の常任検査役（auditor）の制度に倣った新機関を構想していたという。星川・前掲（注45）116頁＜注2＞参照。どちらにせよ、昭和25年改正の実態は「監査役の権限縮小」ではなく「別の機関の創設」だったと見ることもできる。

（55）それが参議院で「監査役」という名称に修正されて同年5月2日に参議院で可決、同日衆議院に再度回付され可決・成立した。浜田編・前掲（注36）257頁［中東］280頁、また倉澤・前掲（注47）255頁、同じく倉沢・前掲（注38）329頁参照。

（56）来住野・前掲（注37）291頁。菅原・前掲（注43）28頁も、昭和25年改正前の監査役につき「業務監査を主たる任務とし、それとともに会計監査も職務権限を有するものとされていた。しかし、実際上そのいずれにおいても監査の実はあがらなかった」とされ、また、安井＝雨宮・前掲（注29）68ノ13頁は、戦前の監査役法制（解釈上妥当性監査に及ぶ点も含む）は恵まれたものであったにも関わらず、監査役は「一貫して無為・無能に徹した」と断じておられる。

（57）西山・前掲（注37）131頁。尚、証取法の沿革全般については浜田編・前掲（注36）568頁以下収載の黒沼悦郎「第3編　証券取引法と独占禁止法」参照。

（58）安井＝雨宮・前掲（注29）68ノ9頁

（59）倉沢・前掲（注38）327頁、来住野・前掲（注37）291頁など参照

（60）昭和49年改正全般については浜田編・前掲（注36）369頁以下収載の上田純子「第11章　日本的機関構成への決断」、商事法務研究会・前掲（注12）3頁以下［鈴木竹雄］参照。当時の不況下では中小企業を中心に倒産が相次いだが、東証一部上場企業である日本特殊製鋼（39年12月）、サンウェーブ工業（同）、山陽特殊製鋼（40年3月：当時、資本金73億円に対し「戦後最大」の負債424億円を抱えた倒産。7年間に亘り92億円余の粉飾決算を行っていた他、違法配当やヤミ賞与なども発覚した。その後会社更正を経て再上場）等の倒産や山一證券の経営危機の発覚と日銀特融による救済（39年）など、経済界のみならず「社会不安にまで発展しかねない状況」（同書370頁）だったという。

（61）西山・前掲（注37）130頁は（昭和25年改正による）「取締役会の監督の機能は、取締役会そのものが有名無実化するか、あるいは、取締役のほぼ全員が会社の業務を担当し、社長（代表取締役）の指揮命令に服すべき業務執行組織に組み込まれてしまう実情から矛盾が生じ、その効果を上げえなかった。また、監査役の会計監査も、会社会計に関する知識経験の不足に加え、その法的地位・権限の弱体化に伴って、形骸化を免れなかった」ことを昭和49年改正が必要となった要因の一つとされている。尚、浜田編・前掲（注36）371頁［上田］によると、米国などからの要求により、昭和42年以降「資本の自由化」が進められたが、こうした「開放体制の深化がチェック・アンド・バランスの要請を強化した結果」監査制度の改善等の商法改正にも影響を与えたとされる。

（62）企業倒産の続発と粉飾決算等の横行という問題にいち早く対応したのが大蔵省＜当時＞であり、昭和40～41年には諮問機関である企業会計審議会が「監査実施準則」等を改正（関連省令も改正）すると共に、上場企業等の粉飾を看過した公認会計士を処分。昭和41年には公認会計士法の改正も行った。浜田編・前掲（注36）頁以下［上田］。

（63）昭和49年改正に向けた法制審議会での審議過程については、三枝一雄「昭和四九年商法改正と法制審議会商法部会―監査制度改正の基本的方向の決定まで」法律論叢 82巻1号135頁（2009年）とその続編となる一連の論文（同83巻1号177頁掲載のものまで続く）を参照。

（64）一方、昭和45年には河合楽器、芝電気、汽車製造、昭和46年にはヤシカの粉飾決算、昭和47年には三共の逆粉飾が発覚。昭和48年には第一次オイルショックが起こって生活関連物資の買い占め、売り惜しみ等が問題とされた他、この頃には公害問題が噴出して巨大企業に対する国民の批判が高揚して企業監査に対する関心も高まったことが昭和49年改正を後押ししたと見ることもできる。浜田編・前掲（注36）372頁以下［上田］

（65）浜田編・前掲（注36）379頁［上田］に載せられる第44回法制審議会商法部会（昭和43＜1968＞年）での議論を参照。

（66）矢沢惇「監査制度改正をめぐる諸問題［上］」商事法務502号2頁（4頁）は、監査役に業務監査権限を付与した理由として、①全般に商法分野にも公認会計士による監査を導入する気運も高かったことから昭和49年改正により会計監査人制度が設け

られたが、「それと監査役制度を調整するために、監査役に業務監査権限を与えることになった」ことや、②「当初取締役会による業務監査機能を強化する方法も考えられたが、わが国の実情から考えて」困難だったことを挙げられた上で、③「公認会計士の進出と監査役制度廃止に対する警戒論が基底にあったこと」から監査役が存置されたにすぎないので「必ずしも監査役による業務監査権限の付与による監査の強化は期待できない」という批判（菅原菊志「株式会社監査制度要綱案について」ジュリスト434号52頁）がある旨も紹介されている。

(67) 来住野・前掲（注37）291頁。同改正による監査役の権限強化等については浜田編・前掲（注36）402頁［上田］なども参照。

(68) 平成13＜2001＞年改正により「取締役会出席権」ではなく「出席義務」「意見陳述義務」の形に改められた。江頭・前掲（注9）512頁など参照

(69) 昭和49年改正の発端となった山陽特殊製鋼の粉飾決算事件の如く子会社を利用した不正が行われやすいことから、①企業結合関係に効果的な規制を図るための手段となり、また②「連結財務諸表の制度化への布石」（浜田編・前掲（注36）402頁［上田］）としても「監査役に新たに与えられる権利のうち最も注目すべき」もの（菅原・前掲（注43）241頁）といった評価がなされる。尚、子会社調査権の付与と同時に（従前からの兼任禁止に加え、）監査役は子会社の取締役・支配人・その他使用人との兼任を禁じられることとなった（商法276条）。上柳克郎＝鴻常夫＝竹内昭夫編集代表『新版　注釈会社法（6）　会社の機関（2）』（有斐閣、平成9年）646頁［平出］

(70) 倉澤・前掲（注47）262頁

(71) 安井＝雨宮・前掲（注29）570頁、要綱案段階のものとしては味村治「株式会社監査制度改正要綱案の解説］商事法務492号2頁（10頁）。

(72) 鈴木竹雄他「座談会　監査制度の改正」ジュリスト409号64頁（72頁）

(73) 大会社の認定基準は、『試案』や『要綱案』段階では資本金1億円以上とされ、昭和47年の『商法改正三法案の概要』（法務省）段階では3億円以上とされていたが、法案時点で同5億円以上に改められたものである。また、昭和56年改正で「資本金5億円以上または負債200億円以上」に拡大された。上柳他編・前掲（注69）510頁以下［河本一郎］など参照

(74) このように会計監査人監査を行う会社を資本金5億円以上に限定したのは、公認会計士・監査法人の数から来るキャパシティの問題から来るものであり、当時の資本金1億円以上の会社数1万社（内、同5億円以上2,770社）に対して公認会計士は約4,600人、監査法人約30であり、2,770社程度であれば十分にカバーしうるとされたものである。浜田編・前掲（注36）390頁［上田］、味村・前掲（注71）17頁、落合編・前掲（注14）361頁［浜田］など参照

(75) 上述のように、上場会社等については従前から公認会計士等による証取法上の財表監査が行われてきたが、昭和49年改正により公認会計士等による監査が「商法（商特法）上の監査」として採り入れられるに至った訳である。今井宏他『コンメンタール会社法（1）』（有斐閣、昭和52年）307頁。監査役と会計監査人の職務の重複回避については味村・前掲（注71）16頁など参照。

(76) 今井他・前掲（注75）310頁。また、上柳他・前掲（注69）647頁［平出］は商特法22条「1項は、昭和49年改正前商法275条と同趣旨の規定である。」とされている。

(77) 尚、小会社監査役の場合、昭和49年改正前と同様、株主総会に提出される計算書類等の「会計に関する書類」の調査と総会への意見報告が職務の中核とされる（商特法22条1項）。上柳他・前掲（注69）648頁［平出］

(78) 今井他・前掲（注75）307頁、江頭・前掲（注9）512頁、浜田編・前掲（注36）390頁［上田］、また元木伸『中小会社の運営と会社法』（商事法務、昭和55年）133頁

(79) 昭和49年改正に至る議論では、当初はそのような特例なしに「全ての株式会社の監査役に業務監査権限を付与する」前提であったが、日税連等の反対運動が政治運動化したことから、昭和46年の『商法改正の主要点』（法務省）が資本金1億円未満の会社の監査役の権限を会計監査のみとする特例を設け、翌47年の『商法改正三法案の概要』（法務省）でも同様の取扱を予定。それが結局商特法上の特例として規定されるに至ったものである。鳥山・前掲（注28）34頁、上柳他編・前掲（注69）511頁以下［河本］、また浜田編・前掲（注36）389頁［上田］参照。

(80) ただ、通常監査役と異なり、小会社監査役の子会社調査権は会計に関する事項に限定されると解釈

されていた。上柳他・前掲（注69）653頁［平出］

（81）従って、昭和49年改正前商法275条の場合と同様、小会社監査役による株主総会での報告は口頭でも書面でもよいとされてきた。尚、昭和56年の商法改正により通常の監査役につき説明義務が明定された（商法237条3）が、同規定は小会社監査役に適用除外される訳ではなかったので（商特法25条）、小会社監査役も株主から求められれば総会で説明することを要し、それを懈怠すれば説明義務違反の問題として取り扱われることとなった。上柳他・前掲（注69）649頁［平出］

（82）昭和56年改正全般については浜田編・前掲（注36）426頁以下収載の北沢正啓「第12章　会社法根本改正の計画とその一部実現」参照。

（83）昭和56年改正では、同時に商特法上の大会社につき、①範囲を「資本金5億円以上または負債200億円以上」（2条）に拡大した上で、②監査役の報告請求権の行使先に会計監査人を加え（8条2項）、③監査役の構成につき複数制と常勤監査役を強制する（18条）等の改正も行われた。

（84）平成5年改正全般については浜田編・前掲（注36）510頁以下収載の北沢正啓「第14章　日米構造問題協議関連の改正と社債法の全面改正」参照。

（85）江頭・前掲（注9）513頁、会社法実務研究会編・前掲（注24）10頁など参照。尚、法律上監査役の設置が義務付けられる場合も定款でその旨の定めを置かなくてはならないのが本則であるが、会社法施行前から存在していた株式会社については「みなし定款」の制度も置かれている（整備法76条2項）。江頭・同514頁

（86）会社法の平成26年改正により新設されたものであり（施行は翌年）、従来型の監査役制度とは異なる米国型システムであると共に大企業中心に採用例も多い点で監査制度に大きなインパクトをもたらしたといえる。

（87）尚、商法時代（昭和49年改正後）には小会社（株式会社）の監査役には子会社の調査権（商法274条ノ3）が認められるが有限会社の監査役には認められない、という相違があったものの（この点、上柳他・前掲（注27）269頁［平出］参照）、会社法は特例有限会社も含めて会計限定監査役に子会社調査権（389条5項）を認めた。従って、特例有限会社の会計限定監査役の場合は会社法の施行により権限が拡大したことになる。

（88）弥永真生『コンメンタール会社計算規則・商法施行規則［第2版］』（商事法務、2009年）641頁以下参照

（89）この説明は昭和49年改正による商法274条1項（「監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス」）の新設が監査役に「会計監査をも含む業務監査権限を再度付与する」「画期的変化をもたらした」際からのものと思われるが、既に同改正に向けた準備段階において、①鈴木竹雄「監査役制度の改正について」会計93巻3号1頁が監査役の「業務監査はもちろん会計監査を含みますから」と述べておられ（7頁）、②矢沢・前掲（注66）4頁や③昭和46＜1971＞年国会提出法案段階での説明として菅原・前掲（注43）254頁も同様であった。

同改正後の解説においても、(a) 今井他・前掲（注75）307頁は、274条1項は「監査役が業務監査の権限を有することをあらわすものである。従来は会計監査の権限しか有しなかったが、昭和四九年の改正によって、権限が右のように拡大された…（略）…」とされ、(b) 安井=雨宮・前掲（注29）は「会計監査を含む業務監査」（68ノ13頁）等と表現されていたし、近時も (c) 田中誠二＝山村忠平『五全訂　コンメンタール会社法』（勁草書房、平成6年）886頁は同項により「会計の監査のみならず、業務の監査をもなす権限を有すると改められた。」、(d) 上柳他・前掲（注69）440頁［竹内昭夫］は（274条1項が）「監査役の職務が会計監査にだけでなく、いわゆる業務監査にも及ぶことを明らかにした。」（因みに同条2項についても「取締役に対し報告を求めうる事項は、『会計』に関する事項に限らず、『営業』全般に及ぶ旨を明らかにし」た）とされている。(e) 商事法務研究会編・前掲（注12）239頁［堀口亘］も274条1項が「監査役の職務権限に関する一般的な規定であり、これから監査役の個別的具体的な職務権限のすべてが派生してくる。」とされている。また、(f) 昭和49年同改正の法制史上の解説たる浜田編・前掲（注36）400頁［上田］は昭和49年「改正商法は、監査役が取締役の職務の執行を監査する旨を定めた（274Ｉ）。取締役の職務の執行は会計のみならずすべての業務に及ぶので、この規定は監査役の監査が業務監査と会計監査の両面に及ぶことを意味するものである」と丁寧に説明されている…等々、伝統的な商法・会社法上の用語法としては上記の伝統的な分類が有力だったように見受けられる。

（90）盛田他・前掲（注29）119頁。その他、例えば石田

三郎＝林隆敏＝岸牧人『監査論の基礎［第3版］』（東京経済情報出版、平成23年）17頁は「会計監査は会計情報を対象とするものであり、業務監査は経営活動等の実態を対象とする監査である」とした上で、「監査役の業務監査は、取締役の職務の執行の監査のうち会計監査の領域を除く業務の監査である」（18頁）と説明されている。

(91) 龍田節＝前田雅弘『会社法大要［第2版］』（有斐閣、2017年）は、通常監査役は「業務監査と会計監査の両方の権限を持つ」（151頁）とか、会計限定監査役「は会計監査の権限だけを持つ。そうでない監査役は業務監査に加えてこの権限を持つ。」と説明されており（153頁）、両権限を別立てのものと認識されている。この見解では、「取締役の業務執行（取締役会によるものも含む）が違法にならないよう、監視の目を光らせ、必要なときには是正措置をとるのが業務監査」とされる（同書152頁）。また、吉岡＝辻本『Q&A 新商業登記の実務Ⅰ』（日本加除出版、平成19年）264頁も「会社の規模にかかわらず、監査役は会計監査権限及び業務監査権限を有する」という形である。商法時代のものとしては、倉沢・前掲（注38）334頁が274条1項が業務監査、281条2項（計算書類「ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス」）が会計監査にあたるとして両監査の根拠条文を明確に挙げておられるが、管見の限りでは法律学分野の見解でこのように会計監査の根拠条文（包括的なもの）を明示される例は多くないように感じる。

(92) 尚、田中＝山村・前掲（注89）886頁は、商法274条1項が「取締役の業務の執行を監査する」ではなく「職務」という言葉を用いたのは、「業務執行には広狭二義があって、狭義の業務執行中には、新株発行のように、会社の組織の基本を変更するものは入らないとされているので、これをも含めて取締役の職務執行に属するもの全般につき監査役の監査の対象とするために職務の執行の語を用いた」と説明されている。この点、昭和49年改正の立案担当者の解説である味村・前掲（注71）2頁、同「監査制度改正要綱案の解説」商事法務625号4頁なども参照。

(93) 石田他・前掲（注90）18頁参照

(94) 今井他・前掲（注75）308頁。言い換えると、取締役会の監督が妥当性にも及ぶのは確かだが、監査役の場合は「それとは異なり妥当性には及ばない」のか、それとも同様に「及ぶ」（妥当性監査についても取締役の監督権限と監査役の監査権限が重複する）のか、という議論でもある。

(95) 既に昭和49年改正の準備段階である「法務省民事局参事官室試案」（1968年）段階で各界から疑問が投げ掛けられていた。この点につき赤堀光子「監査制度改正試案に対する各界の意見について」商事法務471号3頁（4頁）、矢沢惇他「座談会 株式会社監査制度改正要綱案をめぐって」ジュリスト434号22頁（26頁）など参照。

(96) 同改正の準備段階、例えば「法務省民事局参事官室試案」（1968年）時点での法制審議会商法部会・実務界・学会の多数意見でもあったといわれる。赤堀・前掲（注95）4頁、星川・前掲（注45）113頁など参照

(97) ①「法務省民事局参事官室試案」（1968年）段階のものとして鈴木他・前掲（注72）での味村・上司・鈴木各氏の発言（65頁以下）、②「株式会社監査制度改正要綱案」（1969年）段階のものとして味村・前掲（注71）、菅原菊志「株式会社監査役制度要綱案について」ジュリスト434号52頁、矢沢他・前掲（注95）での味村発言（26頁以下）など参照。それらにおいては、試案や改正要綱案（またその後の昭和49年改正による274条1項）は上記の問題につき特に明文規定を置かないが、立案担当者側からは大枠「監査役が監査結果を株主総会や取締役会に報告等すべき場面では、原則として取締役に法令・定款違反があることが前提とされる」ことが適法性監査に限定される理由と説明されている。国会提出法案（昭和46＜1971＞年）段階での説明として菅原・前掲（注43）256頁など。当時の立案担当者による説明や学説状況については浜田編・前掲（注36）400頁［上田］も参照。

(98) 昭和49年改正法上は、例えば「会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキ」（274条ノ2）や「著シク不当ナル事項アリト認ムルトキ」（275条）といった場面が想定されている。「著しく不当」の場面を加えることには当時の経団連会員企業からも（妥当性監査を要求するものとして）危惧が「かなり」出されたが、条文に規定される場合を限定列挙と解し、「監査役の良識にまつ」という若干「尻切れトンボ」の形で要綱案に対する再要望は出さなかったとのことである。矢沢・前掲（注　）［座談会ジュリ434］27頁

(99) 尚、例えば江頭・前掲（注9）523頁以下は、（ア）「妥当性をめぐる意見の対立は、最終的には人事

で決着をつけざるを得ないが、業務執行担当者の選任・解任権限は…監査役にはない」ことを理由に監査役の業務監査権は適法性監査に留まるとされるが（違法ではないが不当な事項等は「指摘し得るにとどまる」という形）、（イ）他方で「業務執行の不当性が一定限度を超えると善管注意義務違反として違法になるから、監査役は、取締役の職務執行に不当な点がないか否かを監査の出発点にせざるを得ない」と説明される。（ア）については来住野・前掲（注37）295頁が「取締役人事の参考となる情報・意見を株主総会に提供することこそが監査役の役割」と批判されている。（イ）については結局不当な事項の有無についても常にチェックする必要が生じ、「一定限度」や「善管注意義務違反」の曖昧さも考慮すると監査役の負担は相当重い建前となる。

（100）この問題に係る従前の学説状況としては、A.監査役の業務監査が妥当性監査に及ぶとする見解（取締役会で意見を述べる権利を有するが、そこでの「意見」は妥当性に係るものでもよいこと等を根拠とする）やB.適法性監査に限定されるとする見解（監査役が妥当性の判断まですると経営の円満を害し、監査役自身にも困難するぎる任務を強いる一方、著しく不当な場合は忠実義務違反として違法性の問題とできることを根拠とする）の他、C.妥当性監査を「経営政策や能率増進を目的とするもの（積極的に一定の活動をすべしとするもの）」と「不当な…がないかをチェックする防止的なもの」に分けた上で後者には及ぶとする見解もある（学説上はB説が有力だが監査実務上はC説乃至A説が有力といった評価もあった）。今井他・前掲（注75）308頁、田中＝山村・前掲（注89）887頁、落合編・前掲（注14）394頁［吉本］、商事法務研究会・前掲（注12）290頁以下［斎藤俊］など参照

（101）来住野・前掲（注37）294頁以下は、実際に監査してみなければ…適法性・妥当性は判断できないから、適法性・妥当性という基準によって予め監査役の監査対象を画することは困難」等とされた上で、現行会社法上は（382条の規定振りなどから）「監査役の権限は妥当性監査にも及ぶと解する余地が出てきた」とされている。また西山芳喜「監査役の気組みを問う―会社本位と現場第一の思い―」月刊監査役488号56頁（57頁）参照

（102）また、倉澤・前掲（注47）261頁は、業務監査の中でも検査機能では妥当性に及ぶが、監督機能では取締役のそれとの併存は適さないとして妥当性には及ばないとされている。

（103）落合編・前掲（注14）395頁［吉本］

（104）尚、商法・会社法の規定だけでは監査役の行動指針が必ずしも明確に把握できないこともあって、昭和49年に設立された日本監査役協会が「監査役監査基準」を公表・順次改定することで「監査役の役割をより具体的に実務的にも理解・利用しやすい指針」の提示に努めている。同基準は法的拘束力を伴わないが、大規模な公開会社・上場企業に限っていうならば、「ほとんどの会社の監査役規程は、この監査役監査基準をほとんど、またはそのまま採用しており」実務上のde facto standard化している（同協会は「監査報告書のひな型」なども作成）。引用部分は林孝宗「監査役の任務懈怠責任と監査役監査基準の検討」鳥山他編・前掲（注37）869頁。また伊藤智文「協会30年の回顧と展望」月刊監査役488号40頁なども参照。ただ、会計限定監査役を設置する小規模な非公開会社の場合、その面でも大企業とは事情を異にするので、本稿では監査役監査基準の中身には立ち入らない。

（105）引用部分は矢沢・前掲（注66）11頁以下

（106）取締役会の業務監査権（監督権）と監査役の業務監査権の相違について論じる論稿としては、星川・前掲（注45）の他、倉沢・前掲（注38）、来住野・前掲（注37）なども参照。

（107）勿論、単なる権限の重複回避のための理屈ではなく、実質的な理由付けとしては、昭和25年改正前の監査役は業務監査権を有し（旧274条）、適法性監査のみならず妥当性監査もできるものと解されていたものの、法令定款違反を問えばよい適法性監査とは異なり、経営全体の観点から将来の見通しも含めて当否の判断をしなくてはならない妥当性判断（合目的性判断）は業務執行に直接関与しない監査役にとって困難であって、実際には機能しなかった点も挙げられる。星川・前掲（注45）108頁

（108）同改正時の立法上、①株主総会に提出する議案・書類に法令定款違反（プラス忠実義務違反乃至善管注意義務違反となる「著シク不当ナル事項」）がある場合に総会に意見を報告するものとし（275条）、②法令定款違反の場面に差止請求可と

する（275条ノ2）等の旧法とは異なる取扱がなされたのも、適法性監査に限定されることを前提としたものという。改正要綱案段階のものであるが、矢沢・前掲（注66）12頁参照。

（109）レースラー氏は適法性監査に限定すべきと考えていたにも関わらず明治23年旧商法192条1号上は妥当性監査も含まれる規定振りとされたが、明治26年の施行時には妥当性監査部分の文言（同号の「総テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不整ヲ検出スル」）は削除。しかし実際の運用上は妥当性監査権限ありと解され、それは明治32年現商法にも受け継がれた、という流れである。大杉・前掲（注43）9・10頁、倉沢・前掲（注47）256頁以下、西山・前掲（注37）40頁以下、来住野・前掲（注37）288頁など参照。

（110）この点は倉沢・前掲（注47）257頁参照。

（111）証券取引法は昭和26年から施行されたが、公認会計士制度や企業会計原則等につき充実・整備が遅れたため、正規の財表監査が実施されたのは昭和32年からである。西山・前掲（注37）134頁＜注6＞

（112）尚、昭和25年改正前の制度でも監査役制度が上手く機能しなかった原因の一つとしても、会計監査は計算書類等の真実性・確実性の観点から行うものであり、帳簿記録の誤謬の有無、不正の有無の確認が必要なので会計的知識が要求されるところ、かかる能力のない監査役が選任された結果、実効性ある監査が行われなかったことが挙げられている。星川・前掲（注45）108頁参照。もう一つの原因としては、監査役人事が取締役側に握られていたことだが、同改正でもこちらに関する改善はなかった。

（113）尚、公開会社の場合、監査役等が「財務及び会計に関する相当程度の知見を有しているものであるときは、その事実」（会社法施行規則121条9号）を事業報告の「会社役員に関する事項」に記載すべしとされており、規定形式だけを見る限り「監査役が会計関係の知見を有す方が例外」との前提で立法された印象も受ける。

（114）大杉・前掲（注45）6頁。例えば監査役の定款上の任期は「4年」だが「社内慣行上2年で“肩叩き”される」といった会社事例はしばしば耳にするところであり、法改正で任期を伸長したからといって現実に監査役の独立性が増すとは限らない。

（115）遡って考えると、①レースラー草案で「頭取」と訳されていた機関がその後「取締役」と称される一方、同草案での「取締役」が「監査役」と改称されたといった経緯を見るに、「取り締まる役」というならレースラー草案通り「業務執行部門をチェックする側」の名称とするのが語感的には自然であろうし、②実際に明治中期までの大企業の取締役は社外監査役的な機能を営んでいたとの指摘もあることに鑑みると、そもそも会社制度の「初期設定」段階から用語法や機関の職務の理解に何らかの「掛け違い」があった気がしてならない。また、③「従業員が出世して役員になる」というキャリアパス自体が戦後に確立されたものともいわれるが、その一環として「従業員出身の監査役」が一般化したことも、本来予定された監査役の性質との乖離を助長したようにも思える。このあたりについては大杉・前掲（注45）6頁・10頁とそこに挙げられた文献など参照。

（116）尚、前述のように436条1項は、同条により「監査役」による計算書類等の監査を義務付けられる「監査役設置会社」には「会計限定監査役設置会社も含まれる」旨の括弧書きが明文で入れられている。

（117）尚、商法時代に株式会社の機関の権限に関して「監査」という文言が明示的に使用されるのは271条1項（取締役ノ職務執行ノ監査）、281条2項（計算書類の監査）及び商法特例法2条（大会社の会計監査人による監査）の3ヶ条だけだったという。倉沢・前掲（注47）252頁。従って、前述のように倉沢・前掲（注38）334頁が業務監査の包括規定が271条、会計監査が281条2項とされたのも非常にわかりやすい分類といえる。

（118）業務監査と会計監査を並立的に観念する見解にあっても、436条1項等を会計監査権限の包括規定として掲げる見解は前述の倉沢・前掲（注38）334頁などを除き非常に少ないが、その要因の一つとして本文のような危惧が想像できるのではないか。また、例えば西山・前掲（注12）68頁は、「会計監査限定監査役」との略称もあるが、同表現では「決算監査のみを職務と解されるおそれがあるので」敢えて「会計限定監査役」と表現すべきと説明されるが、これは監査役の職務に期待するが故に本文のような誤解が生じないよう配慮されてのことだろう。

(119)江頭・前掲(注9)615頁。一方、林・前掲(注5)501頁は、会計監査(決算監査)の立場から監視できるのは年度末の計算書類等であることを理由に、「年度末の計算書類に係らない事項や年度末に至ってはじめて計算書類中に現出してくる諸事実は期中において対象となりえない」とされている。尚、通常監査役については、従前から例えば「監査役は、営業年度中常時、監査をすることができる。」旨説明されてきたし(商事法務研究会編・前掲(注12)89頁)、法令レベルでも監査役と役員等・従業員などとの意思疎通・情報交換が推奨される他(会社法施行規則105条2項・4項)、コーポレートガバナンスの見地から、近時は日本監査役協会、日本公認会計士協会、企業会計審議会が内部監査人・監査役・監査人などの間の連携を一層重視する内容の実務指針等を策定している(例えば日本監査役協会「会計監査人との連携に関する実務指針［改訂版］」<2018年>)。

(120)本稿では立ち入らないが、特に対第三者責任の有無といった問題については、実際に会計限定監査役に就任している者の類型によって細分化して考えるのが望ましいかもしれない。この点、例えば丸山・前掲(注6)208頁は、「①正規の監査役として選任され、監査役としての職務を積極的に行っている者、②正規の監査役ではないが、事実上監査役としての職務を積極的に行っている者(いわゆる「事実上の監査役」)、③正規の監査役として選任されてはいるものの、監査役としての職務をほとんど行っていない者(いわゆる「名目的監査役」)、④正規の監査役として選任されておらず、登記簿上は監査役として名前が記載されているだけで、監査役としての職務をほとんど行っていない者(いわゆる「表見取締役」)」の4つに細分化しておられる(213頁)。

(121)名古屋高判平成23年8月25日・前掲(注3)。安愚楽牧場事件原審・前掲(注1)では「計算書類の原資料に遡って調査を行っていた場合には、オーナー契約頭数よりも繁殖牛が不足することが常態化しているのに…これを秘匿してオーナーを募集していることを認識し又は認識することができ、その際に取締役に新たなオーナーの募集を止めるよう進言するなどしていたとすれば、…新たなオーナー契約を防ぐことができた可能性があると認められるところ…これを怠り、何ら業務監査を行っていない…に注意義務及び任務懈怠があったといえる。」と説示されたが、会計監査から不当・違法な行為の一端を知ることができても、それを止めさせる法的義務まで負わせるのでは会計限定監査役の制度趣旨に照らして疑義もあろう。

(122)通常監査役の場合は業務監査権があることを前提とした実質的調査も可能であるが、会計限定監査役の場合は職務の性質上、帳簿照合や実査、せいぜい立ち合いといった会計監査向けの調査に限定されるだろう。通常監査役の業務監査でさえ活用されない傾向も強いことに鑑みるならば、たとえ不正の多くが会計(「お金」)との接点を有するとしても、会計限定監査役に業務監査的な調査まで要求するのは些か過重な要求とも思える。

尚、旧商特法時代の業務・財産調査権や取締役への報告請求権などについては、法務省の商法改正担当官側からは、小会社監査役は「取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類だけを調査する権限を有する」のであって「会計の監査を行うために必要なるときに限って会社の業務および財産の状況を調査することができる」等と説明されており(元木・前掲(注78)133頁)、かなり限定的な権限が想定されていたことが窺われる。同様に旧商特法時代の業務・財産調査権につき「会計監査に必要な範囲に限定される」と説明されてきた点につき、商事法務研究会編・前掲(注12)140頁［龍田］なども参照。

(123)通常監査役の場合は取締役による不正行為やその虞、法令定款違反等を発見した場合につき「取締役(会)への報告義務」(382条)を課されるにも関わらず、会計限定監査役の場合はそれに対応する規定は置かれていない(稿末【資料1】参照)。これを形式的に反対解釈すると会計限定監査役の場合、「不正行為等を発見したとしても、法的には取締役(会)に『報告』する義務さえない」ということであり、「取締役への提言」や「違法行為の中止を求める権利義務」等は尚更求めるべくもないようにも読める。

(124)この点、丸山・前掲(注6)214頁。勿論、株主総会への意見報告により会社の実態に相違した計算書類の作成(粉飾など)を「事前に抑止し、万一作成されたときには株主総会を通して是正

する機能と役割」（林・前掲（注5）491頁）はあるが、これはあくまでも「会計検査役」としての機能である。

（125）例えば上柳克郎他『新版注釈会社法（6）』（有斐閣、1987年）507頁［加美和照］、丸山・前掲（注6）212頁・215頁など参照。また、会計限定監査役であっても「会計監査権限の行使を実際に実行（ママ）ならしめるための業務執行にも踏み込んだある程度の監査権限は認められるべき」とする立場もある（鈴木（千）・前掲（注7）29頁）。この点、特に対第三者責任に係る法定責任説上は「任務懈怠に対する悪意重過失」（及び損害との因果関係）があれば責任アリとされるとしても、そこでの「任務」に「本来は内部関係である委任契約上の善管注意義務から導かれた業務監査」「明文にはない監督是正機能」まで含められるのでは、監査役にとって相当予見可能性を欠く結果となるだろう。

（126）株主総会については、形骸化により全く開催されず、開催されてもオーナー経営者側が支配しているのが多くの会社での実態ともいわれる。林・前掲（注5）500頁

（127）この点、丸山・前掲（注6）221頁以下は、現行法上は「第三者保護の一点のみをもって監査役に対する責任追及の幅を広げて行くことについては、なお躊躇せざるをえない」が、立法論的には「監査役の職務が株主の利益に向けて行使されるべきであるという現行の監査制度の建前を変更して行くべき契機を見い出さざるをえないという見解も十分に成り立ちうる」と述べられる。また滿井・前掲（注3）46頁は「消費者に多大な被害をもたらす特に悪質な取締役の違法行為については、取締役が株主である場合や、独断専横的な取締役によって事態が急展開する場合、会計監査限定監査役の現行規定に基づく権限だけでは、取締役の行為の事前差止めは困難であると推測される」ことから、「より実効性のある立法論としては、会計監査限定監査役にも取締役の違法行為差止請求権の行使を認め、また、それを行使しないことを監査役の職務の任務懈怠とすることが、現実的な債権者保護の一方策となり得るのではないか」とされている。

（128）前者として林・前掲（注5）503頁、後者として鈴木（千）・前掲（注7）13頁、丸山・前掲（注6）216頁など参照。

（129）林・前掲（注5）507頁はかかる矛盾を紹介された上で、「現行商法が株主の保護を直接の目的として監査役の役割を位置付けしている限りやむを得ない矛盾といわざるをえない」とされている。他方、重田・前掲（注3）196頁は因果関係で問題とする見解の難点として同矛盾を紹介されている。

（130）江頭・前掲（注9）537頁以下など参照

（131）1995年段階のものだが近藤光男「監査役の義務と責任」商事法務1383号2頁は、通常監査役の対会社・対第三者両責任とも「裁判例において厳格に追及された事例は必ずしも多くないようである」とか、小規模会社では取締役の対第三者責任が追及される事例は多いものの、監査役の責任が認められた事例は多くないように思われると指摘されている（3頁）。（その理由として「小規模会社の監査役の職務は、会計監査に限られていることから、責任の範囲が限定されているためであると思われる」とされる。）また、2013年の滿井・前掲（注3）41頁も「取締役の第三者に対する責任に関しては、周知のとおり多数の議論があるが、監査役の第三者に対する責任に関しては、それほどの蓄積はみられず、小会社における問題について詳述しているものは更に少ない。小会社の監査役について、会社に対する責任はもとより、第三者に対する責任を追及する事件も少数に留まっている」と評されている。

（132）西山・前掲（注12）72頁。江頭・前掲（注9）538頁も同旨。

（133）監査報告の虚偽記載の場合でも、①注意義務に反して②重要な事項の虚偽記載を行った結果③損害が発生したことが必要となる等、責任を負う場面はやはり相当限定されてくるだろう。その他、例えば悪意重過失に基づく第三者責任については、名目的監査役が会計限定監査役の職務を一切行っていない場合、①従前から「職務を行うについて悪意又は重大な過失があった」とは認定され易いものの、②それと第三者の損害との因果関係が認められないことも多かったと思われる。これについても名古屋高判平成23年8月25日・前掲（注3）とその原審（名古屋地判平成23年2月1日判時2162号143頁）など参照。

（134）金融機関や上位取引者には役員の個人保証等の担保が供されて会社債権者にとっての「有限責任制度の不利益が回避」される一方、倒産会社と

対等ないし劣位の取引者、あるいは消費者等にしわ寄せがいく点については林・前掲（注5）492頁参照。

（135）但し、1986年の林・前掲（注5）492頁でも「近時」は取引関係者から監査役に対する責任追及訴訟が増加している旨指摘された上で、それは「会計監査に関する監査役への期待を現（ママ）している」と評価されており、従前からそういった「監査役にも責任を問うべき要請」はあったともいえる。

（136）前田・前掲（注4）120頁など参照。名目的監査役の場合、①職務を遂行していないことを以て悪意重過失による懈怠が認定されたとしても、②会社のガバナンス体制不備により損害との間の因果関係が否定されたり、③会計に係る知見の欠如（また是正の期待可能性の欠如）により悪意重過失ナシとされることもありうるだろう。

（137）この点、名古屋高判平成23年8月25日・前掲（注3）が会計限定監査役（本職は弁護士）に責任を負わせる旨の判断の過程で、弁護士として会社に「信用を付加」していたとか、「職務遂行が果たせないことが判明したのであればその段階で辞任することもできた」等の理由を持ち出したことも心情的には理解できない訳ではない。

（138）この点でも名古屋高判平成23年8月25日・前掲（注3）が、当該会社（投資家から資金を集めて投資事業を行う）による預託金の流用疑惑等の報道につき、（会計限定監査役たる）弁護士ならば「極めてよく分かる」筈だった等と述べたことも参考になろう。…顧問たる公認会計士・顧問税理士等が会計限定監査役になる場合、同時に会社の税務会計のみならず、法務・経営コンサル、各種議事録等の作成、司法書士・弁護士等の関連士業者の取りまとめ等も行っている例は多いと思われるが、そういった場合、法務会計等の専門家として中小企業経営に係る指導的立場にあると見ることもでき、近親者が名目的監査役に就任するような事案とは一線を画している。

（139）この点、近藤・前掲（注131）4頁は、（社外監査役に関してであるが）「弁護士、公認会計士、税理士等の専門的な職業人が社外監査役として就任するような場合も少なくない」が、そういった「監査役が、弁護士等の専門的な知識、経験、能力を買われて監査役に就任した場合には、この者については、専門にかかわる領域に関して」「注意義務が高くなると解すべきであろう」とされている（4頁）。弁護士が監査役に就任した以上、一般に比して職務をより一層真摯になすべきと期待される職責がある旨判示する裁判例として、東京地判平成4年11月27日判時1466号146頁なども参照のこと。尚、通常監査役の業務監査についてであるが、林（孝）・前掲（注104）874頁も参照。

（140）林・前掲（注5）500頁は小会社監査役（当時）の対第三者責任の成立要件として、「（イ）看過したとされる懈怠事由が計算書類の調査過程で監査できる事柄であること。（ロ）取締役により計算書類が作成され、監査役に監査の機会が供与されること。（ハ）監査報告書が株主総会に提出されること。（ニ）株主総会が是正措置機能を保持していること。（ホ）是正措置がなされることによって第三者の損害が回避できたこと。」を挙げておられるが、現実にはそのような要件が全て充たされる事案などあまり考えられない。一方、重田・前掲（注3）197頁は「①監査役が会計監査の職務を悪意又は重過失をもって懈怠したこと、②会計監査を怠ったために第三者に損害が生じたこと（因果関係）」という条文そのものに近いシンプルな構成を挙げられる。

（141）この点、丸山・前掲（注6）210頁は、小会社監査役（当時）の職務の範囲や責任負担の検討は会社債権者のみならず監査役自身の行動指針にもなるので、「双方にとって重要な意義を有するにもかかわらず、従来からその理論的解明は必ずしも十分になされてこなかった」とされている。

（142）これに対し、明治23年商法195条や明治32年商法186条は、監査役に関する規定の中に対会社・対第三者責任に係る条文を置くという体裁であった。また、昭和25年改正商法は対会社責任につき監査役独自の条文（277条）を置いていた（昭和49年改正まで）。

（143）近時の悪質商法的事案の場合、前述のオーナー経営者側の有限責任の利益享受（法人成りマジック）との関係で消費者（債権者）保護との利害調整が必要となるとしても、それを会計限定監査役に業務監査的な職務遂行を要求する形で解決するのが適切なのかは必ずしも自明ではない。寧ろ、小規模会社の機関設計、ガバナンス、弱小債権者保護といった制度全体に関わる問題として、考慮すべきファクターは多い。

(144)例えば鳥山・前掲(注28)34頁は、「2005年の会社法では、公認会計士または税理士の資格を前提にした会計参与が新たな株式会社の機関として法定されており、また、非公開会社では監査役の選任はもはや義務づけられていない以上…、監査役の権限を会計監査に限定(389条1項)して負担の軽減をはかる余地を残す必要があったとは思われない。専門能力を前提にしない会計監査に実効性がないことは明らかであり、会計監査に権限が限定された監査役という機関は本来は廃止されるべきであるように思われる。」とされている。①再々触れるように「税務顧問たる公認会計士・税理士を会計限定監査役に据える」といった形の活用もされてきたことから、「会計限定監査役＝会計に係る専門能力ナシ」と割り切れる訳ではないし、②(当否は別として)中小企業側からは「登記の記載上は監査役設置会社でありたい」といった要望もあるだろう点にも留意すべきだが、同制度の必要性や本質に亘る議論も必要な点は全くその通りである。

(145)本稿では触れなかったが、中小企業の場合、従前から「計算書類の公告がなされず、粉飾決算からの誤信も公告の閲覧等本来商法が予定している開示方法から生ずるのでなく、業界誌や民間の信用情報・銀行情報など指摘な情報流路によって形成されている」旨の指摘もあり(林・前掲(注5)500頁)、そもそも計算書類や監査報告の内容、また監査役設置の如何、監査役の閲歴といったものを第三者(銀行等ではない場合)が信用して取引に入ることがどれだけあるのか、会計限定監査役の職務遂行の如何が外部にどれだけのインパクトを与えるのか、といった現実面の調査とそれを元にした立法論的議論も必要なのだろう。

【資料１】通常の監査役と会計限定監査役の職務内容に係る条文比較

通常の監査役	会計限定監査役
381条【監査役の権限】	389条【定款の定めによる監査範囲の限定】
1項前段【業務監査権に係る包括規定】監査役は、取締役（会計参与設置会社にあっては、取締役及び会計参与）の職務の執行を監査する。	1項【会計監査のみの限定】公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第三百八十一条第一項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
同項後段【監査報告の作成義務】この場合において、監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。	2項【監査報告の作成義務】前項の規定による定款の定めがある株式会社の監査役は、法務省令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。
（384条参照）	3項【総会提出議案等の調査義務、総会に対する報告義務】前項の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査し、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。
2項前段【報告請求権】監査役は、いつでも、取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して事業の報告を求め、	4項柱書前段・各号【会計帳簿等の閲覧・謄写権】第二項の監査役は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、…（略）… 一　会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面 二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
2項後段【業務・財産調査権】又は監査役設置会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	4項柱書後段【報告請求権】又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
3項【子会社に対する報告請求権・調査権】監査役は、その職務を行うため必要があるときは、監査役設置会社の子会社に対して事業の報告を求め、又はその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。	5項前段【子会社に対する報告請求権】第二項の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の子会社に対して会計に関する報告を求め、
	5項後段【業務・財産調査権】 又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
4項【子会社による調査拒否】前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の報告又は調査を拒むことができる。	6項【子会社による調査拒否】前項の子会社は、正当な理由があるときは、同項の規定による報告又は調査を拒むことができる。
	7項【適用除外】第三百八十一条から第三百八十六条までの規定は、第一項の規定による定款の定めがある株式会社については、適用しない。
382条【取締役への報告義務】監査役は、取締役が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を取締役（取締役会設置会社にあっては、取締役会）に報告しなければならない。	（ナシ）
383条【取締役会への出席義務等】	（ナシ）
1項【取締役会への出席義務、意見陳述義務】監査役は、取締役会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。…（但書略）…	
2項【取締役会招集請求権】監査役は、前条に規定する場合において、必要があると認めるときは、取締役（…（略）…）に対し、取締役会の招集を請求することができる。	
3項【取締役会招集権】前項の規定による請求があった日から五日以内に、その請求があった日から二週間以内の日を取締役会の日とする取締役会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監査役は、取締役会を招集することができる。 …（4項略）…	
384条【株主総会に対する報告義務】	（389条3項参照） *法令定款違反や著しく不当な事項がなくても「調査の結果」を総会に報告
前段【総会提出議案等の調査義務】監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査しなければならない。	
後段【総会への報告義務】この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を株主総会に報告しなければならない。	
385条【監査役による取締役の行為の差止め】監査役は、取締役が監査役設置会社の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって当該監査役設置会社に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該取締役に対し、当該行為をやめることを請求することができる。 …（2項略）…	（ナシ）
386条【監査役設置会社と取締役との間の訴えにおける会社の代表等】第三百四十九条第四項、第三百五十三条及び第三百六十四条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合には、当該各号の訴えについては、監査役が監査役設置会社を代表する。 …（1項各号及び2項略）…	（ナシ） *非監査役設置会社と同様、取締役会設置会社では役会が（364条）、非取締役会設置会社では総会が（353）、訴訟上の代表者を定める。

*報酬・費用等に係る387条【監査役の報酬等】、388条【費用等の請求】の規定は会計限定監査役にも適用される（389条7項）。

【資料２】監査役の権限・義務等に関する規定の変遷（昭和56年改正まで）
*条文番号についてはアラビア数字で表記した。

1. 旧商法（明治23年法律32号・明治26年7月1日一部施行）
第一編第六章「第三節　株式会社」「第五款　取締役及び監査役」中の関連条文

第191条　総会ハ株主中ニ於テ三人ヨリ少ナカラサル監査役ヲ二个年内ノ時期ヲ以テ選定ス…（但書略）…
第192条　監査役ノ職分ハ左ノ如シ 第一　取締役ノ業務施行カ法律、命令、定款及ヒ総会ノ決議ニ適合スルヤ否ヤヲ監視シ且総テ其業務施行上ノ過愆及ヒ不整ヲ検出スルコト 第二　計算書、財産目録、貸借対照表、事業報告書、利息又ハ配当金ノ分配案ヲ検査シ此事ニ関シ株主総会ニ報告ヲ為スコト 第三　会社ノ為メニ必要又ハ有益ト認ムルトキハ総会ヲ招集スルコト
第193条　監査役ハ何時ニテモ会社ノ業務ノ実況ヲ尋問シ会社ノ帳簿及ヒ其他ノ書類ヲ展閲シ会社ノ金匣及ヒ其全財産ノ現況ヲ検査スル権利アリ
第194条　監査役中ニ於テ意見ノ分レタルトキハ其意見ヲ総会ニ提出ス
第195条　監査役ハ第192条ニ掲ケタル責務ヲ欠キタルニ因リテ会社又ハ其債権者ニ加ヘタル損害ニ付キ責任ヲ負フ

*191条は「株主の中から任期を2年以内とする監査役を3人以上選定」の旨規定するが、これは同じく旧商法上の取締役の資格・員数・任期と同じであり、監査役と取締役を同列に置いたドイツ法の立場を踏襲したものといわれる（安井＝雨宮・前掲（注29）68ノ1頁）。（尚、レースラー草案では「株主の中から任期2年の監査役を3人以上5人以下選挙する」とされていた。浜田編・前掲（注36）72頁［伊藤］）

2. ＜参考＞法人の監事の職務に係る民法59条（明治29年4月公布）

第59条　監事ノ職務左ノ如シ
一　法人ノ財産ノ状況ヲ監査スルコト
二　理事ノ業務執行ノ状況ヲ監査スルコト
三　財産ノ状況又ハ業務ノ執行ニ付キ不整ノ廉アルコトヲ発見シタルトキハ之ヲ総会又ハ主務官庁ニ報告スルコト
四　前号ノ報告ヲ為ス為メ必要アルトキハ総会ヲ招集スルコト

3. 商法の制定（明治32年法律48号）
「第二編　会社」「第四章　株式会社」「第三節　会社の機関」「第三款　監査役」中の関連条文

第180条　監査役ノ任期ハ之ヲ一年トス…（但書略）…
第181条　監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シテ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
第182条　監査役ハ株主総会ヲ招集スル必要アリト認メタルトキハ其招集ヲ為スコトヲ得此総会ニ於テハ会社ノ業務及ヒ会社財産ノ状況ヲ調査セシムル為メ特ニ検査役ヲ選任スルコトヲ得
第183条　監査役ハ取締役カ株主総会ニ提出セントスル書類ヲ調査シ株主総会ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス
第185条1項本文　会社カ取締役ニ対シ又ハ取締役カ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其訴ニ付テハ監査役会社ヲ代表ス
第186条　監査役カ其任務ヲ怠リタルトキハ会社及ヒ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ス

*任期は1年に短縮された（180条）。また、員数についての規定は廃されたので、1人以上でよいとされる。それ以外については大体明治23年商法の規定を踏襲したものといわれる（安井＝雨宮・前掲（注29）68ノ3頁）。
**尚、189条により、「取締役ハ株主総会ニ於テ株主中ヨリ之ヲ選任ス」とする164条が監査役にも準用されることから、監査役は株主である必要があった。（一方、「3人以上」という員数要件は採用されていない。）

4. 明治44年改正商法（明治44年法律73号）

第180条　監査役ノ任期ハ二年ヲ超ユルコトヲ得ス
第186条　監査役カ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任スヘキ場合ニ於テ取締役モ亦責ニ任スヘキトキハ其監査役及ヒ取締役ハ之ヲ連帯債務者トス
第189条　…（略）…第177条…（略）…ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

*任期は2年以内に伸長された（180条）。
**186条は「対会社・対第三者責任を負う場合に取締役との連帯債務となる」旨の規定に置き換えられ、改正前186条のよ

うな「責任を負う場面」自体の規定は、同改正189条により「取締役の責任規定（177条）を監査役にも準用する」との形になった。

第177条　取締役カ其任務ヲ怠リタルトキハ其取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス
②　取締役カ法令又ハ定款ニ反スル行為ヲ為シタルトキハ株主総会ノ決議ニ依リタル場合ト雖モ其取締役ハ第三者ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ス

*同改正前と異なり、対会社責任（任務の懈怠）と対第三者責任（法令定款違反）とでは要件が異なることになった。

5. 昭和13年改正

（一）昭和13年改正商法（昭和13年法律73号）

（1）全般的に条文番号が変わった。（例えば181条が274条、183条が275条、186条が278条、189条が280条、177条が266条といった具合）

（2）監査役の資格を株主に限定することを廃止した。（但し、定款でかかる限定を行うことは禁じず。）

*監査役の総会招集権は、臨時株主総会に係る235条2項に規定が移された（内容的には明治32年商法182条と同）。
**大体のところ技術的な改正にすぎず、監査役の権利義務には基本的に変化はない（安井＝雨宮・前掲（注29）68ノ8頁）。

（二）有限会社法の制定（昭和13年法律74号・昭和15年＜1940＞施行）

昭和13年には有限会社法が制定されて有限会社という会社形態が認められたが、有限会社の監査役（任意機関）には商法の監査役に関する規定が準用されていた（有限会社法34条）。

6. 昭和25年改正商法（昭和25年法律167号）：米国型への制度改革により、監査役の権限は会計監査のみに縮小

第273条　監査役ノ任期ハ一年ヲ超ユルコトヲ得ズ
第274条　監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得 ②　監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
第275条　監査役ハ取締役カ株主総会ニ提出セントスル会計ニ関スル書類ヲ調査シ株主総会ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス
第277条　監査役ガ其任務ヲ怠リタルトキハ其ノ監査役ハ会社ニ対シ連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
第278条　監査役ガ会社又ハ第三者ニ対シテ損害賠償ノ責ニ任ズベキ場合ニ於テ取締役モ亦責ニ任ズベキトキハ其監査役及取締役ハ之ヲ連帯債務者トス
第280条　…（略）…第266条第4項、第266条ノ3…（略）…ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス

*全般的に米国型への制度改革が行われる中、監査役については権限の大幅な縮小が行われた。
**任期は1年に短縮され（273条）、総会招集権（235条2項）や会社と取締役との間の訴訟での代表権（明治32年商法185条1項・昭和13年改正法277条1項）は廃止された。
***監査役の資格を株主に限定する定款の定めも禁止（監査役資格における株主要件については安井＝雨宮・前掲（注29）88頁以下参照）。

第266条　左ノ場合ニ於テハ其ノ行為ヲ為シタル取締役ハ会社ニ対シ連帯シテ第一号ニ在リテハ違法ニ配当セラレタル額、第二号ニ在リテハ未ダ弁済ナキ額、第三号乃至第五号ニ在リテハ会社ガ蒙リタル損害額ニ付弁済又ハ賠償ノ責ニ任ズ
一　第二百九十条第一項ノ規定ニ違反スル利益ノ配当ニ関スル議案ヲ総会ニ提出シタルトキ
二　他ノ取締役ニ対シ金銭ノ貸付ヲ為シタルトキ
三　第二百六十四条第一項ノ規定ニ違反シテ取引ヲ為シタルトキ
四　前条ノ取引ヲ為シタルトキ
五　法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シタルトキ
②前項ノ行為ガ取締役会ノ決議ニ基キテ為サレタルトキハ其ノ決議ニ賛成シタル取締役ハ其ノ行為ヲ為シタルモノト看做ス
③前項ノ決議ニ参加シタル取締役ニシテ議事録ニ異議ヲ止メザリシ者ハ其ノ決議ニ賛成シタルモノト推定ス
④第一項ノ取締役ノ責任ハ総株主ノ同意アルニ非ザレバ之ヲ免除スルコトヲ得ズ
⑤第一項第四号ノ取引ニ関スル取締役ノ責任ハ前項ノ規定ニ拘ラズ発行済株式ノ総数ノ三分ノ二以上ノ多数ヲ以テ之ヲ免除スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ取締役ハ株主総会ニ於テ其ノ取引ニ付重要ナル事実ヲ開示スルコトヲ要ス

第266条ノ3　取締役ガ其ノ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ重要ナル事項ニ付株式申込証、社債申込証、目論見書、第二百八十一条ニ掲グル書類若ハ第二百九十三条ノ五ノ附属明細書ニ虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキ亦同ジ

7. 昭和49年改正

(一) 昭和49年改正商法(昭和49年法律21号)

第260条ノ3　監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得
第273条　監査役ノ任期ハ就任後二年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス ②　最初ノ監査役ノ任期ハ前項ノ規定ニ拘ラズ就任後一年内ノ最終ノ決算期ニ関スル定時総会ノ終結ノ時迄トス ③　…(3項略)…
第274条　監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス ②　監査役ハ何時ニテモ取締役ニ対シテ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
第274条ノ2　取締役ハ会社ニ著シキ損害ヲ及ボス虞アル事実ヲ発見シタルトキハ直ニ監査役ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス
第275条　監査役ハ取締役ガ株主総会ニ提出セントスル議案及書類ヲ調査シ法令若ハ定款ニ違反シ又ハ著シク不当ナル事項アリト認ムルトキハ株主総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス
第275条ノ2　取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令又ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ之ニ因リ会社ニ著シキ損害ヲ生ズル虞アル場合ニ於テハ監査役ハ取締役ニ対シ其ノ行為ヲ止ムベキコトヲ請求スルコトヲ得 ②　…(2項略)…
第275条ノ3　他ノ株式会社ノ発行済株式ノ総数ノ過半数ニ当ル株式…(略)…ヲ有スル会社(以下親会社ト称ス)ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ其ノ株式会社…(略)…(以下子会社ト称ス)ニ対シ営業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得 ②　…(2項略)… ③　親会社ノ監査役ハ第一項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遅滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及ヒ財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得 ④　子会社ハ正当ノ理由アルトキハ第一項ノ規定ニ依ル報告又ハ前項ノ規定ニ依ル調査ヲ拒ムコトヲ得
第275条ノ4　会社ガ取締役ニ対シ又ハ取締役ガ会社ニ対シ訴ヲ提起スル場合ニ於テハ其ノ訴ニ付テハ監査役会社ヲ代表ス…(略)…
第281条　第254条、第256条ノ2、第257条、第258条、第266条第4項、第266条ノ3及第267条乃至第270条ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス
第281条　取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作ルコトヲ要ス 一　貸借対照表 二　損益計算書 三　営業報告書 四　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案 ②　前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス
第281条ノ3　監査役ハ前条ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス ②　前項ノ監査報告書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコトヲ要ス 一　監査ノ方法ノ概要 二　会計帳簿ニ記載スベキ事項ノ記載ナク若ハ不実ノ記載アルトキ又ハ貸借対照表若ハ損益計算書ノ記載ガ会計帳簿ノ記載ト合致セザルトキハ其ノ旨 三　貸借対照表及損益計算書ガ法令及定款ニ従ヒ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示シタルモノナルトキハ其ノ旨 四　貸借対照表又ハ損益計算書ガ法令又ハ定款ニ違反シ会社ノ財産及損益ノ状況ヲ正シク示サザルモノナルトキハ其ノ旨及事由 五　営業報告書ノ内容ガ真実ナルヤ否ヤ 六　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ法令及定款ニ適合スルヤ否ヤ 七　準備金及利益又ハ利息ノ配当ニ関スル議案ガ会社財産ノ状況其ノ他ノ事情ニ照シ著シク不当ナルトキハ其ノ旨 八　取締役ノ職務遂行ニ関シ不正ノ行為又ハ法令若ハ定款ニ違反スル重大ナル事実アリタルトキハ其ノ事実 九　監査ノ為必要ナル調査ヲ為スコト能ハザリシトキハ其ノ旨及理由

*明治32年商法の体系の中では初めて「取締役の職務執行の監査」(274条1項)という包括規定(一般的職務権限規定)が置かれた。

**274条1項は「監査役の権限が経営執行全般に及び、監査の実施方法が原則として無制限であることを表示」しており、「監査役は会計事項のほか業務全般についての調査権(274条2項)」などを回復した(安井＝雨宮・前掲(注29)68ノ15頁)。

***新たに、①著しい損害の虞のある事実についての取締役の監査役への報告義務(274条ノ2)、②違法行為差止請求権(275条ノ2)、③子会社調査権(275条ノ3)、④取締役会出席・意見陳述権(260条ノ3)などが付与された。

(二) 商法特例法の制定 (「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」昭和49年法律22号)

【趣旨】
第1条　この法律は、資本の額が五億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関し商法の特例を定めるものとする。

【会計監査人の監査】
第2条　資本の額が五億円以上の株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法第281条第1項第1号、第2号及び第4号に掲げる書類並びにその附属明細書について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。

【監査役の職務及び権限】
第22条　資本の額が一億円以下の株式会社(以下この章において「会社」という。)の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査し、株主総会にその意見を報告しなければならない。
②　監査役は、何時でも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は取締役に対して会計に関する報告を求めることができる。
③　監査役は、その職務を行なうため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。

*昭和49年の商法改正と同時に、会社の実情に応じた規模別の取扱を行うため、商法特例法が制定された。(監査役関連の規制では商法と商法特例法が不可分な関係となっている。)

**商法特例法は、株式会社の内、(a) 資本金5億円以上の「大会社」(但し、経過措置により制定当初は資本金5億円以上の上場会社か資本金10億円以上の非上場会社に限定され、資本金5億円以上で10億円未満の非上場会社には大会社としての取扱が保留された。)には会計監査人(公認会計士・監査法人)による監査を義務付け(同法2条)、(b) 資本金1億円以下の「小会社」の監査役の職務については従前通り会計監査に限定した(22条)。

***商特法25条(適用除外に関する規定)によると、通常監査役につき昭和49年商法で新設された子会社調査権(274条3)は小会社監査役に適用されるが(子会社調査権アリ)、同じく新設規定であっても監査報告書に関する商法281条ノ3は適用除外とされた。

(三) 昭和49年改正有限会社法 (昭和49年法律23号)

第33条ノ2　監査役ハ取締役カ社員総会ニ提出セントスル会計ニ関スル議案其ノ他ノモノヲ調査シ社員総会ニ其ノ意見ヲ報告スルコトヲ要ス
②　監査役ハ何時ニテモ会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ会計ニ関スル報告ヲ求ムルコトヲ得

*昭和49年改正では監査役を任意機関とする有限会社法も改正され、有限会社において監査役を設置した場合、その職務は会計に限定されることとなった。

8. 昭和56年改正

(一) 昭和56年改正商法 (昭和56年法律74号)

【監査役の取締役会出席権・報告義務】
第260条ノ3　監査役ハ取締役会ニ出席シ意見ヲ述ブルコトヲ得
②　監査役ハ取締役ガ会社ノ目的ノ範囲内ニ在ラザル行為其ノ他法令若ハ定款ニ違反スル行為ヲ為シ又ハ為ス虞アリト認ムルトキハ取締役会ニ之ヲ報告スルコトヲ要ス
③　前項ノ場合ニ於テ必要アルトキハ監査役ハ取締役会ノ招集ヲ請求スルコトヲ得
④　…(4項略)…

【監査役の権限】
第274条　監査役ハ取締役ノ職務ノ執行ヲ監査ス
②　監査役ハ何時ニテモ取締役及支配人其ノ他ノ使用人ニ対シ営業ノ報告ヲ求メ又ハ会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得

【親会社の監査役の子会社に対する業務等調査権】
第274条ノ3　親会社ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ子会社ニ対シ営業ノ報告ヲ求ムルコトヲ得
②　親会社ノ監査役ハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遅滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査スルコトヲ得
③　子会社ハ正当ノ理由アルトキハ第一項ノ規定ニ依ル報告又ハ前項ノ規定ニ依ル調査ヲ拒ムコトヲ得

【取締役の規定の監査役への準用】
第280条　　…(略)…第266条ノ3第1項…(略)…ノ規定ハ監査役ニ之ヲ準用ス
②　第266条ノ3第2項ノ規定ハ監査役ガ監査報告書ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シタル場合ニ之ヲ準用ス

【計算書類等の承認と監査】
第281条　取締役ハ毎決算期ニ左ノ書類及其ノ附属明細書ヲ作リ取締役会ノ承認ヲ受クルコトヲ要ス
　一　貸借対照表
　二　損益計算書
　三　営業報告書
　四　利益ノ処分又ハ損失ノ処理ニ関スル議案
②　前項ノ書類ハ監査役ノ監査ヲ受クルコトヲ要ス

【計算書類等の監査役への提出期限】
第281条ノ2　取締役ハ定時総会ノ会日ヨリ七週間前ニ前条第一項各号ニ掲グル書類ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス
②　取締役ハ前項ノ書類ヲ提出シタル日ヨリ三週間内ニ前条第一項ノ附属明細書ヲ監査役ニ提出スルコトヲ要ス

【監査報告書】
第281条ノ3　監査役ハ前条第一項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ監査報告書ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス
②　…(2項略)…

【取締役会の権限】
第260条1項　取締役会ハ会社ノ業務執行ヲ決シ取締役ノ職務ノ執行ヲ監督ス

【取締役の第三者に対する責任】
第266条ノ3　取締役ガ職務ヲ行フニ付悪意又ハ重大ナル過失アリタルトキハ其ノ取締役ハ第三者ニ対シテモ亦連帯シテ損害賠償ノ責ニ任ズ
②　取締役ガ…(略)…第281条1項ノ書類ニ記載スベキ重要ナル事項ニ付虚偽ノ記載ヲ為シ又ハ虚偽ノ登記若ハ公告ヲ為シタルトキハ亦前項ニ同ジ…(但書略)…
③　…(3項略)…

*260条1項の改正により、取締役会の業務監査権限(自己監査・監督権限)が明文化された。

(二)商法特例法(昭和56年法律74号)

【趣旨】
第1条　この法律は、資本の額が五億円以上又は負債の合計金額が二〇〇億円以上の株式会社及び資本の額が一億円以下の株式会社における監査等に関し商法の特例を定めるものとする。

【会計監査人の監査】
第2条　次の各号の一に該当する株式会社(以下この章において「会社」という。)は、商法281条第1項の書類(…(略)…)について、監査役の監査のほか、会計監査人の監査を受けなければならない。
　一　資本の額が五億円以上であること。
　二　最終の貸借対照表の負債の部分に計上した金額の合計額が二〇〇億円以上であること。

【(大会社の)監査役の員数等】
第18条　会社にあっては、監査役は二人以上でなければならない。
②　会社は、監査役の互選をもつて常勤の監査役を定めなければならない。

【(小会社の)監査役の職務及び権限】
第22条　資本の額が一億円以下の株式会社(第二条第二号に該当するものを除く。以下この章において「会社」という。)の監査役は、取締役が株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査し、株主総会にその意見を報告しなければならない。
②　監査役は、何時でも、会計の帳簿及び書類を閲覧若しくは謄写をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して会計に関する報告を求めることができる。
③　監査役は、その職務を行うため必要があるときは、会社の業務及び財産の状況を調査することができる。
④　前三項の規定は、会社の清算の場合について準用する。

*「大会社」の範囲を「資本金5億円以上または負債総額200億円以上」のものとした(同法1条・2条)。
**また、大会社には複数監査役制度(2名以上)を採用し(同法18条1項)、且つその内1名以上は常勤監査役でなくてはならないとした(同条2項)。

【図表３】昭和49年改正に至るプロセス

(a) S41年<1966>	11月	第41回法制審議会商法部会	今後の検討課題の審議（当面は監査制度改正につき審議するものと決定）
(b) S42年<1967>	3月	第42回法制審議会商法部会	「監査制度に関する問題点」審議：A案（従前の「会計検査役」型の監査役の独立性・会計監査機能を強化し、また取締役会の業務監査機能も強化する案）、B案（25年改正前の制度）、C案（ドイツ株式法型）、D案（アメリカ会社法型）が俎上に上る。
	4月	第43回法制審議会商法部会	A案とB案に絞って問題点を掘り下げて公表。また監査制度小委員会を発足させる。
	5月	法制審議会商法部会	「監査制度に関する問題点」公表
(c) S43年<1968>	1月	第44回法制審議会商法部会	審議の結果、B案の採用を決定。それを承けて監査制度小委員会での審議を継続。
	9月	法務省民事局参事官室	『株式会社監査制度改正に関する民事局参事官室試案』を公表し、各方面に意見照会。（尚、『試案』では資本金1億円以上の株式会社につき公認会計士・監査法人の監査義務付けを予定。）
	12月	企業会計審議会	意見書「監査制度改善に関する『商法改正試案』について」発表。
(d) S44年<1969>	7月	第51回法制審議会商法部会	『株式会社監査制度改正要綱案』決定（監査報告書の記載事項等につき、企業会計審議会の上記意見書の内容も反映。）
	10月	商法改正研究会	7月に商法学者によって組織された同研究会が10月の私法学会シンポジウム資料として「商法改正私案」を公表。
		第52回法制審議会商法部会	『要綱案』への追加事項を検討。
(e) S45年<1970>	3月	第57回法制審議会商法部会	『要綱案』を『商法の一部を改正する法律案要綱案』に改題し、法制審議会総会に提出。同総会でも原案通り可決し、法務大臣に答申。
(f) S46年<1971>	1月	法務省民事局	『商法改正の主要点』公表（資本金1億円未満の株式会社の監査役は会計監査のみを行う。一般に株式会社は公認会計士監査を受けなければならないが、資本金1億円未満の場合は強制しない。）
	3月	法制審議会	前年10月末までに商法部会が決定していた『追加要綱案』（自己株式取得制限の緩和等の「緊急改正項目」を盛り込んだもの）を原案通り可決し、法務大臣に答申。
(g) S47年	3月	法務省民事局	『商法改正三法案の概要』公表（資本金3億円以上の会社にのみ公認会計士監査を強制。資本金1億円未満の会社については『商法改正の主要点』と同様。）
(h) S48年<1973>	3月	内閣	『商法の一部を改正する法律案』及び『株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（商特法）案』『商法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案』の3本を第71特別国会に提出。（但し、同国会では議決に至らず継続審査に。）
(i) S49年<1974>	3月	第72通常国会	上記3法案を可決。改正法成立。

*全般に浜田編・前掲（注36）369頁以下［上田］、上柳他編・前掲（注69）510頁以下［河本］を参照した。

**尚、上記(e)(f)の如く法務大臣に法律要綱案が答申されたにも関わらず昭和46～47年には国会に法案提出されないままだったが、これは同期間中に日本税理士会連合会を中心とする「商法改悪反対緊急決起大会」や関連するデモ行進・陳情等が加熱し、国会審議の難航が予想されたからという。浜田編・前掲（注36）388頁［上田］。日税連を中心に中小企業等を巻き込んだ反対運動の足跡については同392頁以下参照。

【資料４】昭和25年改正商法274条・275条と商法特例法22条の条文比較

昭和25年改正商法		商法特例法22条	
274条 1項	監査役ハ何時ニテモ**会計ノ帳簿及書類ノ閲覧若ハ謄写**ヲ為シ又ハ取締役ニ対シ**会計ニ関スル報告ヲ求ムル**コトヲ得	2項	監査役は、何時でも、**会計の帳簿及び書類を閲覧若しくは謄写**をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して**会計に関する報告を求める**ことができる。
2項	監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為特ニ必要アルトキハ**会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査**スルコトヲ得	3項	監査役は、その職務を行うため必要があるときは、**会社の業務及び財産の状況を調査**することができる。
275条	監査役ハ取締役カ**株主総会ニ提出セントスル会計ニ関スル書類ヲ調査**シ株主総会ニ其意見ヲ報告スルコトヲ要ス	1項	資本の額が一億円以下の株式会社（…（略）…）の監査役は、取締役が**株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査**し、株主総会にその**意見を報告**しなければならない。

【資料５】商法特例法22条と現行会社法389条の条文比較

商法特例法22条		会社法389条	
	（ナシ）	1項	公開会社でない株式会社（監査役会設置会社及び会計監査人設置会社を除く。）は、第三百八十一条第一項の規定にかかわらず、その監査役の監査の範囲を会計に関するものに限定する旨を定款で定めることができる。
	（ナシ）	2項	前項の規定による定款の定めがある株式会社の監査役は、法務省令で定めるところにより、**監査報告を作成**しなければならない。
1項	資本の額が一億円以下の株式会社（…（略）…）の監査役は、取締役が**株主総会に提出しようとする会計に関する書類を調査**し、株主総会にその**意見を報告**しなければならない。	3項	前項の監査役は、取締役が**株主総会に提出しようとする会計に関する議案、書類その他の法務省令で定めるものを調査**し、その**調査の結果を株主総会に報告**しなければならない。
2項	監査役は、何時でも、**会計の帳簿及び書類を閲覧若しくは謄写**をし、又は取締役及び支配人その他の使用人に対して**会計に関する報告を求める**ことができる。	4項	第二項の監査役は、いつでも、**次に掲げるものの閲覧及び謄写**をし、又は取締役及び会計参与並びに支配人その他の使用人に対して**会計に関する報告を求める**ことができる。 一　**会計帳簿又はこれに関する資料**が書面をもって作成されているときは、当該書面 二　会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法務省令で定める方法により表示したもの
3項	監査役は、その職務を行うため必要があるときは、**会社の業務及び財産の状況を調査**することができる。	5項	第二項の監査役は、その職務を行うため必要があるときは、株式会社の**子会社に対して会計に関する報告を求め、又は株式会社若しくはその子会社の業務及び財産の状況の調査**をすることができる。
	（ナシ）	6項	前項の子会社は、**正当な理由があるとき**は、同項の規定による報告又は調査を**拒む**ことができる。
4項	…（略）…	7項	…（略）…

cf.昭和56年改正商法

第274条ノ3　親会社ノ監査役ハ其ノ職務ヲ行フ為必要アルトキハ**子会社ニ対シ営業ノ報告ヲ求ムル**コトヲ得 ②　**親会社ノ監査役**ハ前項ノ規定ニ依リ報告ヲ求メタル場合ニ於テ子会社ガ遅滞ナク報告ヲ為サザルトキ又ハ其ノ報告ノ真否ヲ確ムル為必要アルトキハ報告ヲ求メタル事項ニ関シ**子会社ノ業務及財産ノ状況ヲ調査**スルコトヲ得 ③　子会社ハ**正当ノ理由アルトキ**ハ第一項ノ規定ニ依ル報告又ハ前項ノ規定ニ依ル調査ヲ**拒ム**コトヲ得
281条ノ3第1項　監査役ハ前条第一項ノ書類ヲ受領シタル日ヨリ四週間内ニ**監査報告書**ヲ取締役ニ提出スルコトヲ要ス